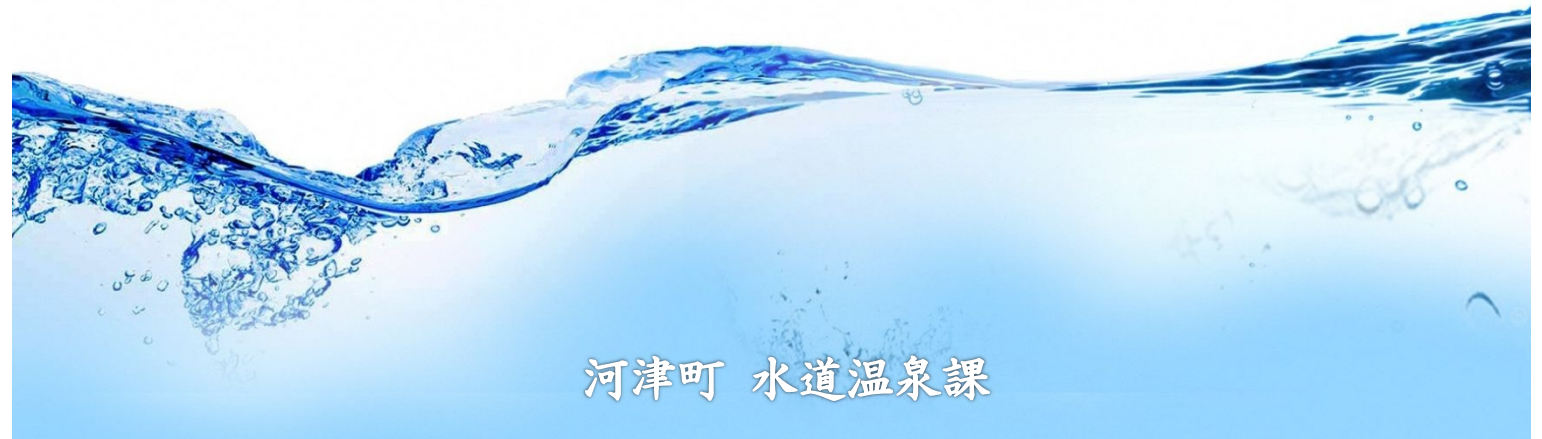




河津町 水道ビジョン(案)

令和8年度～令和17年度



河津町 水道温泉課

河津町水道ビジョン

－ 目 次 －

ページ

第1章 水道ビジョンの策定にあたって	1
1.1 主旨	1
1.2 計画の位置づけと計画期間	2
第2章 河津町の水道のあゆみ	3
2.1 概要	3
2.2 水道のあゆみ	8
第3章 現状と課題	10
3.1 上水道の給水人口および普及率	10
3.2 給水人口と給水量	10
3.3 将来の見通し	11
3.4 水道施設の概要	12
3.5 送配水状況	26
3.6 水質	27
3.7 危機管理体制	29
3.8 情報公開	29
3.9 水道料金	30
3.10 給水原価と供給単価(経営の実態)	31
3.11 職員数	32
3.12 業務指標(PI)	33
第4章 前ビジョンのフォローアップ	37
4.1 施策の評価	37
第5章 目標像の設定	42
5.1 将来像の設定	42
5.2 基本方針の策定	42
5.3 施策の体系	43
第6章 実現方策	44
6.1 安全	44
6.2 強靱	46

6.3 持続	52
--------------	----

第7章 実施工程と推進体制	56
---------------------	----

7.1 施策の実施工程	56
-------------------	----

7.2 推進体制	57
----------------	----

資料編

用語集	58
-----------	----

第1章 水道ビジョンの改定にあたって

1.1 主旨

河津町の上水道事業^(※)は、昭和46年に創設された簡易水道^(※)との統合以降、地域の拡大に伴う水需要の増加に対応するため、2度にわたる拡張事業により水道施設の整備を進めてきました。

その結果、現在(令和7年度末時点)の上水道普及率は約95.2%に達しており、水道事業は「拡張」の時代から「維持管理・更新」の時代へ移行しています。

一方、多くの水道施設では老朽化が進行しており、今後は更新時期を迎える施設について計画的な更新を進めていく必要があります。また、人口減少に伴う給水量の減少により、水道料金収入の減少が見込まれるなど、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

このため、老朽化した施設の更新や簡易水道統合後の施設管理を適切に進めるとともに、水道資産の長寿命化を図りながら、持続可能な事業運営を確保していくことが重要な課題となっています。

さらに、近年頻発する地震などの自然災害への備えや、異常気象・地球温暖化への対応、利用者ニーズの多様化など、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、本町では平成30年度に策定した水道ビジョンについて、前期計画の進捗状況を評価するとともに、策定後の社会情勢や事業環境の変化を反映し、将来にわたり安全で持続可能な水道事業を実現するため、後期計画の見直しを実施するものです。

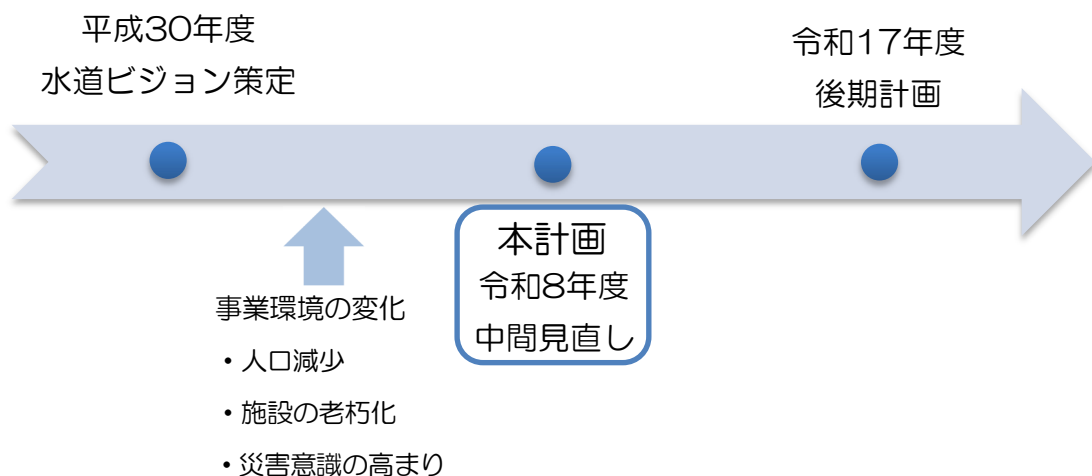


図 1-1 本計画の位置づけ

1.2 計画の位置づけと計画期間

「河津町水道ビジョン」は、河津町第5次総合計画や河津町都市計画マスタープラン等の関連計画との整合を図るとともに、国が平成25年3月に策定した「新水道ビジョン」の基本理念である「安全」「強靱」「持続」を踏まえ、50年後、100年後の水道の理想像を見据えながら、今後10年間に取り組むべき施策を示す計画です。

なお、本ビジョンの計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。



第2章 河津町の水道のあゆみ

2.1 概要

2.1.1 自然条件

(1)地形・地質

本町は、伊豆半島の南端に近い東海岸に位置し、東西 13.7km、南北 14.7km であり、総面積 100.69km² の町となっています。南東は相模灘に面し、北東は東伊豆町に接しています。北は伊豆市、北西は西伊豆町に接し、南西は松崎町、南は下田市に接しています。

本町は、山地の地域が大半を占めています。東伊豆町に向かって火山性丘陵^(*)と火山地^(*)がわずかに分布しています。また、町の中心には河津川（二級河川^(*)）が流れており、河津川の周りは砂州^(*)で形成され、下流は扇状地となっており、多くの家が立ち並びます。



図2-1 河津町位置図



写真2-1 河津桜

(2) 気象

本町と東京の気候を比較すると、日最高気温は東京と同様の季節変化を示しています。一方、日最低気温は東京よりもやや高く推移しています。

また、年間降水量は東京と比較して各月とも多い傾向にあり、年間降水量は2,199mmとなっています。本町は温暖で降水量の多い気候特性を有しています。

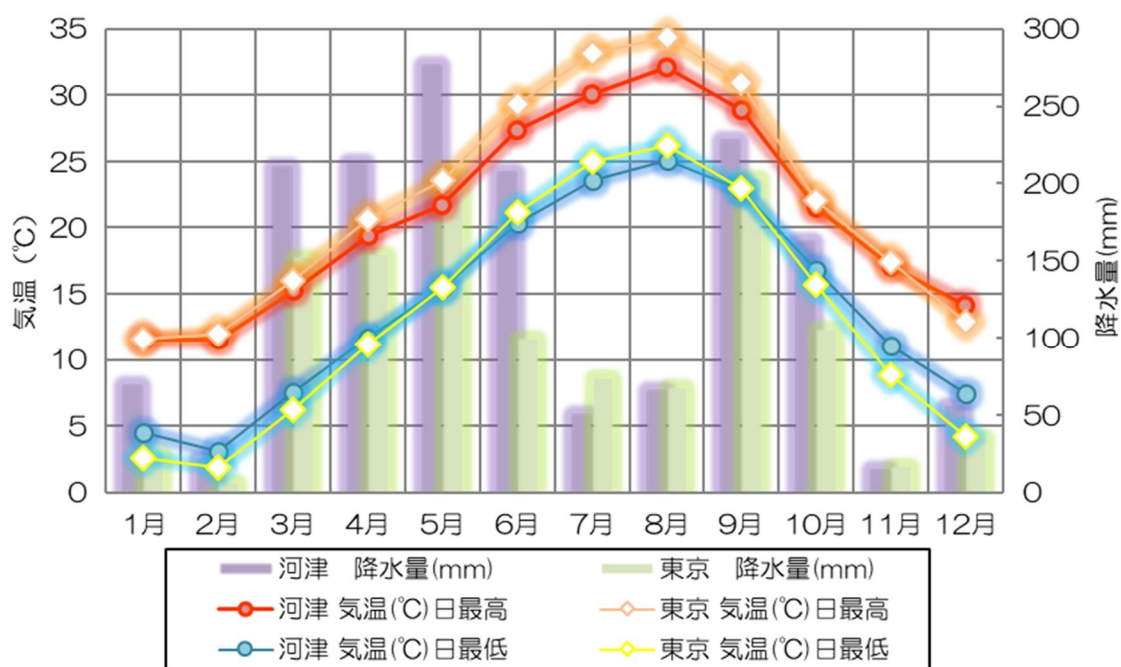


図 2-2 年間の気象の推移

出典：気象庁（令和7年のデータ）



写真 2-2 舟戸の番屋

2.1.2 社会条件

(1) 総人口

本町の総人口と年齢別人口の経年変化を示します。総人口は減少傾向にあり、昭和55年（1980年）から令和7年（2025年）にかけて約3,000人減少しました。年齢別人口は、15歳未満（年少人口）および15～65歳未満（生産年齢人口）が減少傾向にあり、65歳以上（老年人口）が令和2年（2020年）まで増加傾向を示しており、その後は概ね横ばいで推移しています。

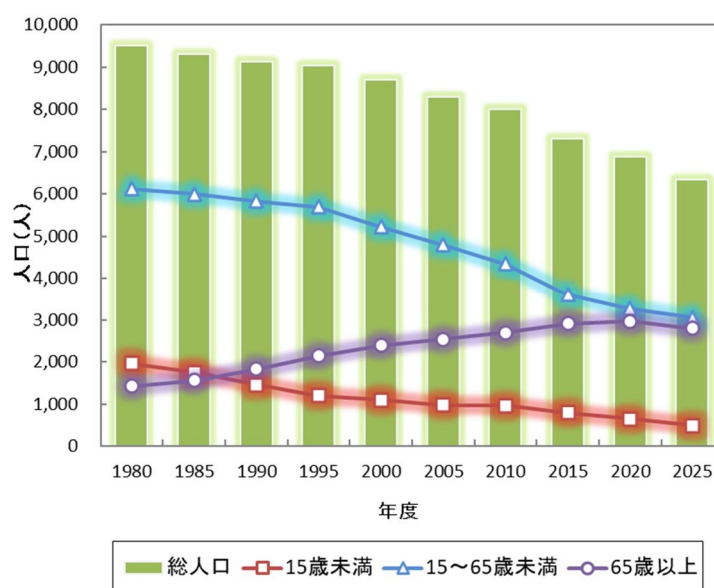


図2-3 総人口および年齢別人口の経年変化

出典：地域経済分析システム（令和7年度まで国勢調査のデータに基づく実績値）

(2) 年齢別人口

本町の令和6年度末現在の総人口は、6,300人であり、そのうちの男性は3,046人、女性は3,254人となっています。現在は、15～64歳の生産年齢人口が最も多いものの、少子高齢化の進展に伴い、65歳以上の高齢者人口が増加することが予想されます。

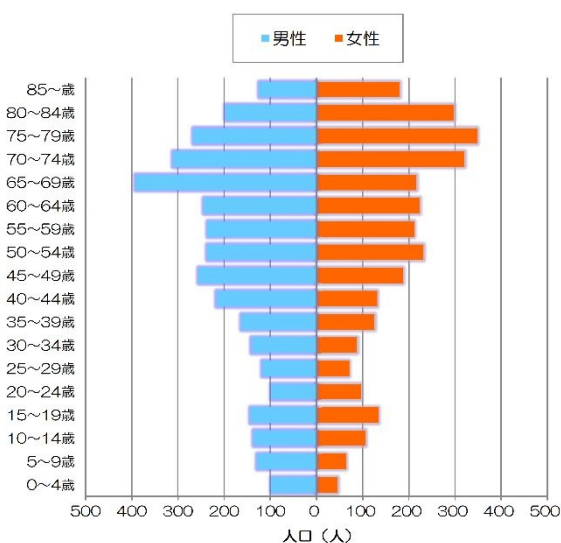


図2-4 年齢別人口（令和6年度末）

(3)土地利用

面積 100.69km²のうち、土地利用の状況は山林が55.5%を占めており、次に原野^(*)が20.7%、その他が14.8%、田・畑が6.4%と続きます。宅地は1.8%です。

本町は山林や原野が大半を占めており、宅地の割合が低い地域構造となっています。

このように、土地利用構造から、居住地区が限られるとともに、集落が分散しやすい地域特性を有しています。

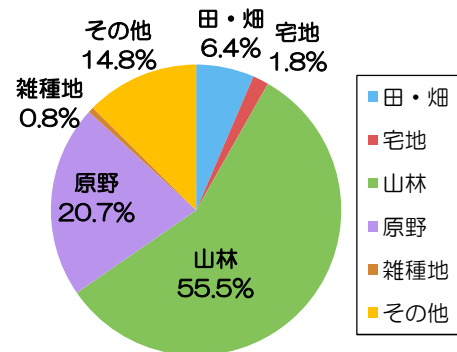


図 2-5 土地利用割合

出典：河津町勢要覧（平成 29 年度概要調査書）

(4)産業

本町の産業は、第三次産業が主体であり、73.3%を占めています。第三次産業の内訳としては、旅館や民宿などの宿泊業をはじめ、サービス業や卸売業、小売業が中心となっています。

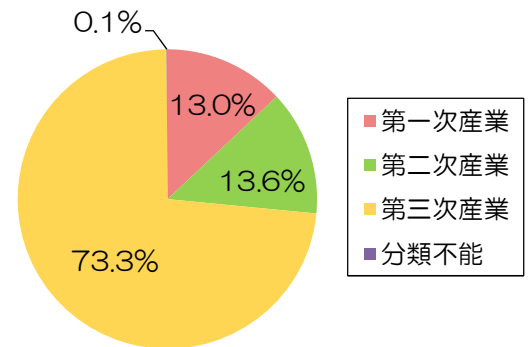


図 2-6 産業大分就職者割合

第一次産業：農業、林業、漁業

第二次産業：鉱業、建設業、製造業

第三次産業：金融、情報、卸売り、サービス業など

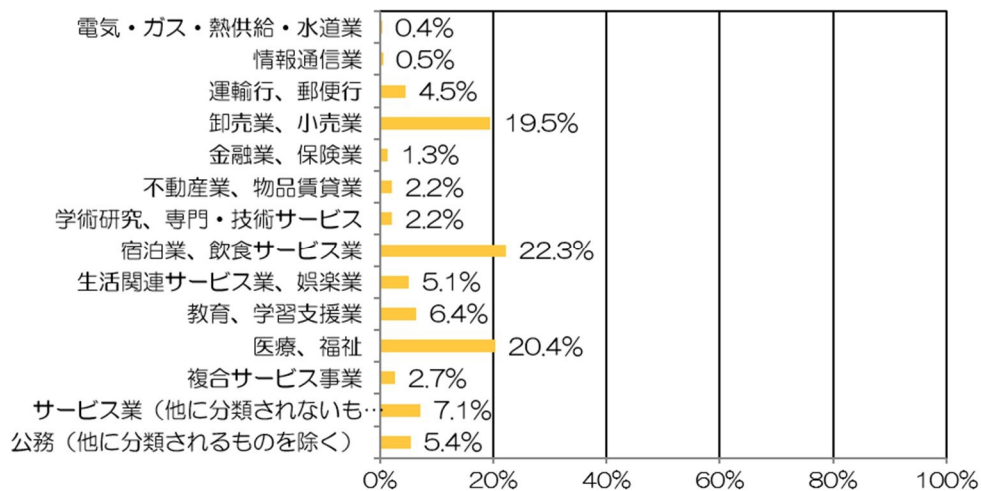


図 2-7 第三次産業の内訳

出典：令和2年国勢調査

(5)交通・観光

本町には、伊豆半島の中心を通る伊豆縦貫自動車道（国道414号）と、海沿いを走る東伊豆道路（国道135号）が通っています。鉄道については、東京と伊豆急下田駅を結ぶ東海道線および伊豆急行線が通っています。

現在、国道414号は本町の主要な道路となっており、観光シーズンには多くの渋滞が発生しています。今後は、伊豆半島における道路網整備の進展により、交通の利便性向上と観光客の増加が期待されます。

また、本町を代表する観光イベントとして「河津桜まつり」が挙げられます。河津桜まつりは、毎年2月上旬から3月上旬に開催され、約63万人が来町する大規模なイベントです。



写真 2-3 河津桜まつり

2.2 水道のあゆみ

2.2.1 水道事業の概要

(1) 水道事業の概況

本町の水道事業は、1つの上水道事業として運営されています。本町以外の2つの簡易水道事業については民間が運営主体となっており、専用水道^(*)については河津浜病院が運営しています。

本町の上水道事業は、昭和46年3月に複数の簡易水道を統合して創設されたものです。また、河津町上水道事業および上佐ヶ野簡易水道は昭和30年代に創設されたものであり、いずれも60年以上が経過しています。

現行認可の計画諸元および事業の経緯は以下のとおりです。

表2-1 水道事業の概要

水道事業名称	認可年月	事業主体	計画給水人口 ^(*) (人)	計画給水量 ^(*) (m ³ /日)	水 源 ^(*)
河津町上水道	S46.3 (創設) H12.7 (変更) H20.7 (変更)	公	12,000	12,000	湧水 ^(*) 地下水 ^(*)
上佐ヶ野 簡易水道	S32.3 (創設) H9.5 (変更) H19.5 (変更) H29.5 (変更)	他	300	189	地下水
梨本 簡易水道	S50 (通水) H12.3 (変更) H22.3 (変更) R2.3 (変更)	他	1,052	196	湧水
河津浜病院 専用水道 (上佐ヶ野 簡易水道内)	S48.6 (確認)	他	260	95	地下水
計			13,612	12,480	



写真2-4 竣工当時の大堰浄水場（昭和46年）

(2)水道事業の沿革

本町の上水道事業は、昭和46年に峰簡易水道、河津町簡易水道、見高入谷簡易水道の3簡易水道事業を統合し、計画給水人口を12,000人、計画一日最大給水量を12,000m³/日で創設しました。

その後、平成12年には縄地簡易水道および逆川簡易水道の2簡易水道事業を統合し、計画給水人口を6,650人、計画一日最大給水量を8,660m³/日で第1次の拡張を行いました。

さらに、平成20年には、給水区域^(*)の拡張および取水^(*)地点の変更を行い、計画給水人口を7,760人、計画一日最大給水量を7,730m³/日として第2次拡張を実施し、現在に至っています。

表2-2 水道事業の創設・拡張概要

名称	許可 年月日	計画給水人口 (人)	計画一日最大給水量 (m ³ /日)	給水開始 年月	目標 年度
創設事業	S46.3.31	12,000	12,000	S51.3	S55年度
第1次拡張	H12.7.3	6,650	8,660	H13.4	H20年度
第2次拡張	H20.7.17	7,760	7,730	H20.7	H29年度

表2-3 拡張の内容

	第一次拡張	第二次拡張（変更部分に下線）
認可年度	平成12年度	平成20年度
給水区域	浜、見高、笹原、谷津、峰、田中、沢田、縄地、逆川、川津筏場字久保田、桃木沢、大堰、小堰、中川原、中瀬、宮ヶ瀬、芦沢の各区域の一部	河津町浜、笹原、 <u>川津筏場</u> 、峰、沢田、田中、 <u>見高</u> 、谷津、縄地、逆川、 <u>大鍋</u> 、 <u>小鍋</u> 、 <u>梨本</u> 、 <u>湯ヶ野</u> 、 <u>下佐ヶ野</u> の各一部
給水人口	6,650人	7,760人
一日最大給水量	8,660 m ³ /日	7,730 m ³ /日
一人一日最大給水量 ^(*)	1,302 ℓ/人/日	996 ℓ/人/日
水源の種別	湧水、浅層地下水 ^(*) 、地下水	湧水、浅層地下水、地下水
備考	区域の拡張（簡易水道の統合）	給水区域の拡張 取水地点の変更（増加）

第3章 現状と課題

3.1 給水人口および普及率

本町の水道事業における給水人口は、平成27年度の7,129人をピークに減少傾向を示しています。令和6年度の給水人口は、5,996人であり、10年で1,133人（約16%）減少しています。

給水普及率は、95%付近で推移しています。

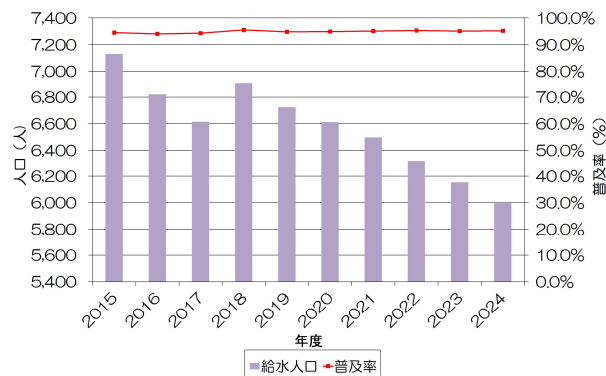


図 3-1 給水人口および給水普及率の推移

表 3-1 給水人口および給水普及率の推移

	2025 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
給水人口 (人)	7,129	6,820	6,613	6,903	6,723	6,612	6,497	6,311	6,153	5,996
普及率 (%)	94.5%	94.0%	94.3%	95.5%	94.8%	94.9%	95.1%	95.3%	95.1%	95.2%

3.2 給水量

給水人口が減少傾向を示している一方で、1日平均使用水量および1日最大給水量については、明確な趨勢は見られず、年ごとに増減を繰り返しています。

その要因としては、猛暑等の気象条件により水需要の増加、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などが影響していると考えられます。

今後は、節水機器の普及や、人口減少の進行により、水需要は減少していくものと見込まれます。

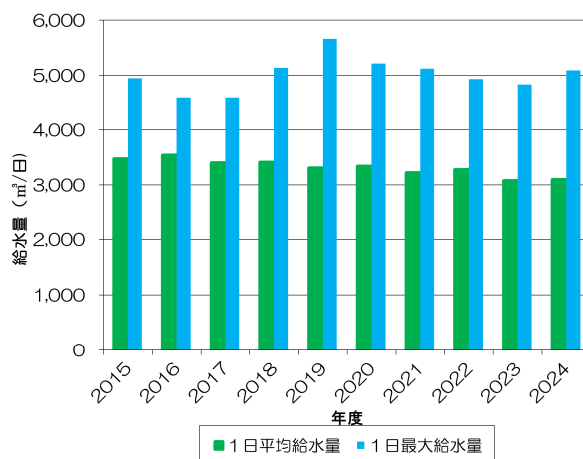


図 3-2 給水量の推移

表 3-2 給水人口と給水量の経年変化

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
1日平均給水量 (m³/日)	3,472	3,537	3,400	3,412	3,308	3,341	3,220	3,279	3,076	3,095
1日最大給水量 (m³/日)	4,945	4,597	4,595	5,137	5,662	5,217	5,121	4,934	4,836	5,092

3.3 将来の見通し

なお、水道施設の更新計画や将来的な事業運営の検討に活用するため、令和36年度（2054年度）までの長期的な視点に立った水需要予測^(*)を実施しました。

将来人口^(*)については、「第3期 河津町まち・ひと・しごと創生 総合戦略」の将来推計人口を基に推計を行いました。

水需要予測の結果、令和36年度には、給水人口が3,760人、1日平均給水量が2,127m³/日、1日最大給水量が3,498m³/日まで減少する見込みとなっています。

今後は、水需要の減少を踏まえ、将来の給水量に応じた施設規模の適正化や効率的な施設更新を進める必要があります。

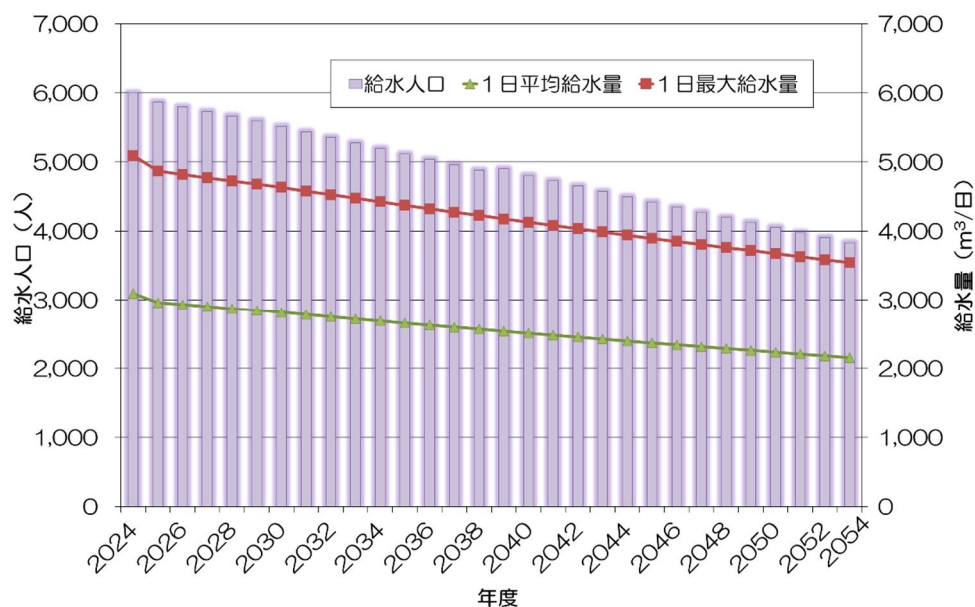


図 3-3 給水人口と給水量の推計結果

表 3-3 給水人口と給水量の推計結果

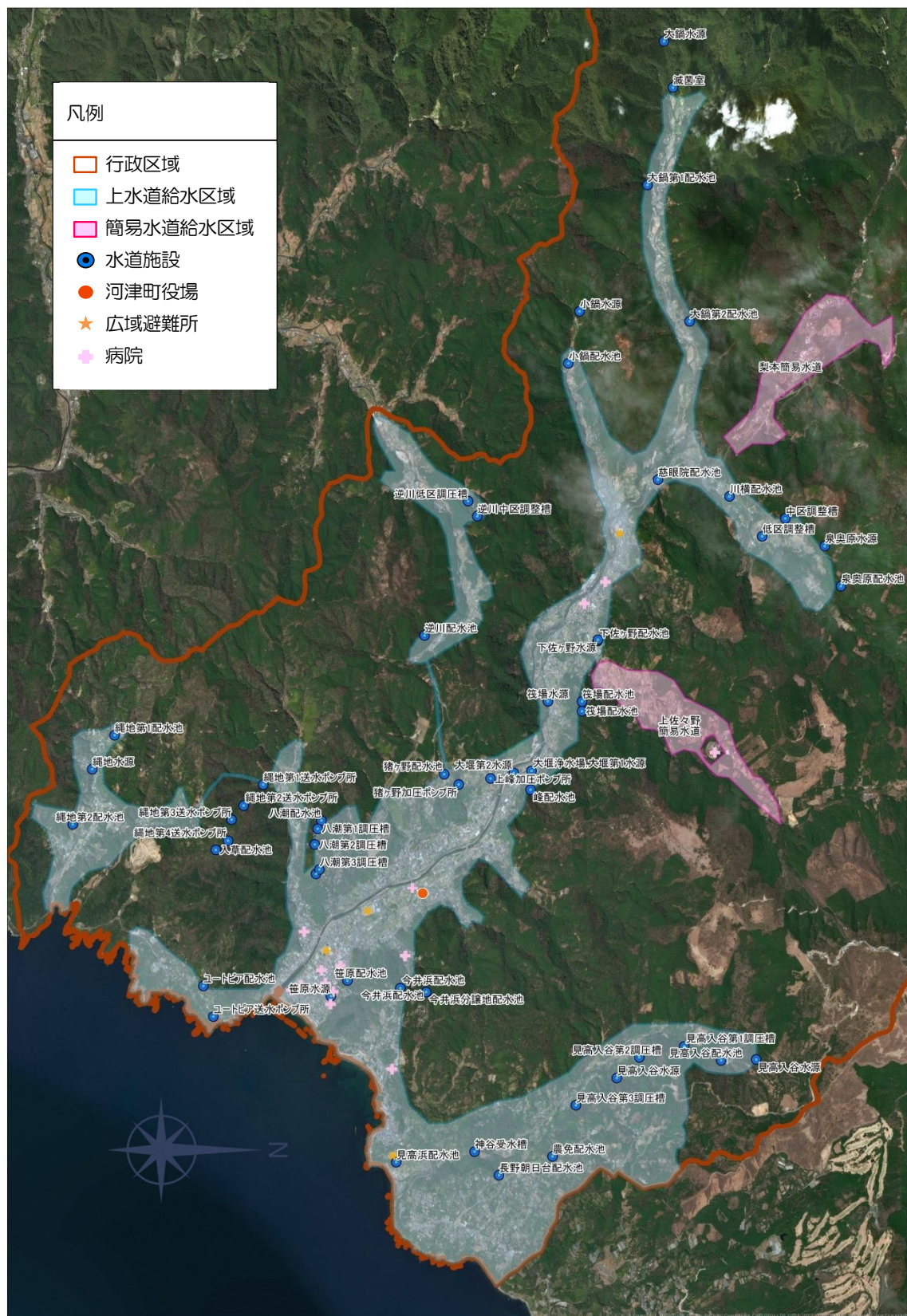
年度	給水人口 (人)	一日平均給水量 (m ³ /日)	一日最大給水量 (m ³ /日)
2024 実績値	5,996	3,095	5,092
2035	4,807	2,510	4,128
2054	3,760	2,127	3,498

【課題】

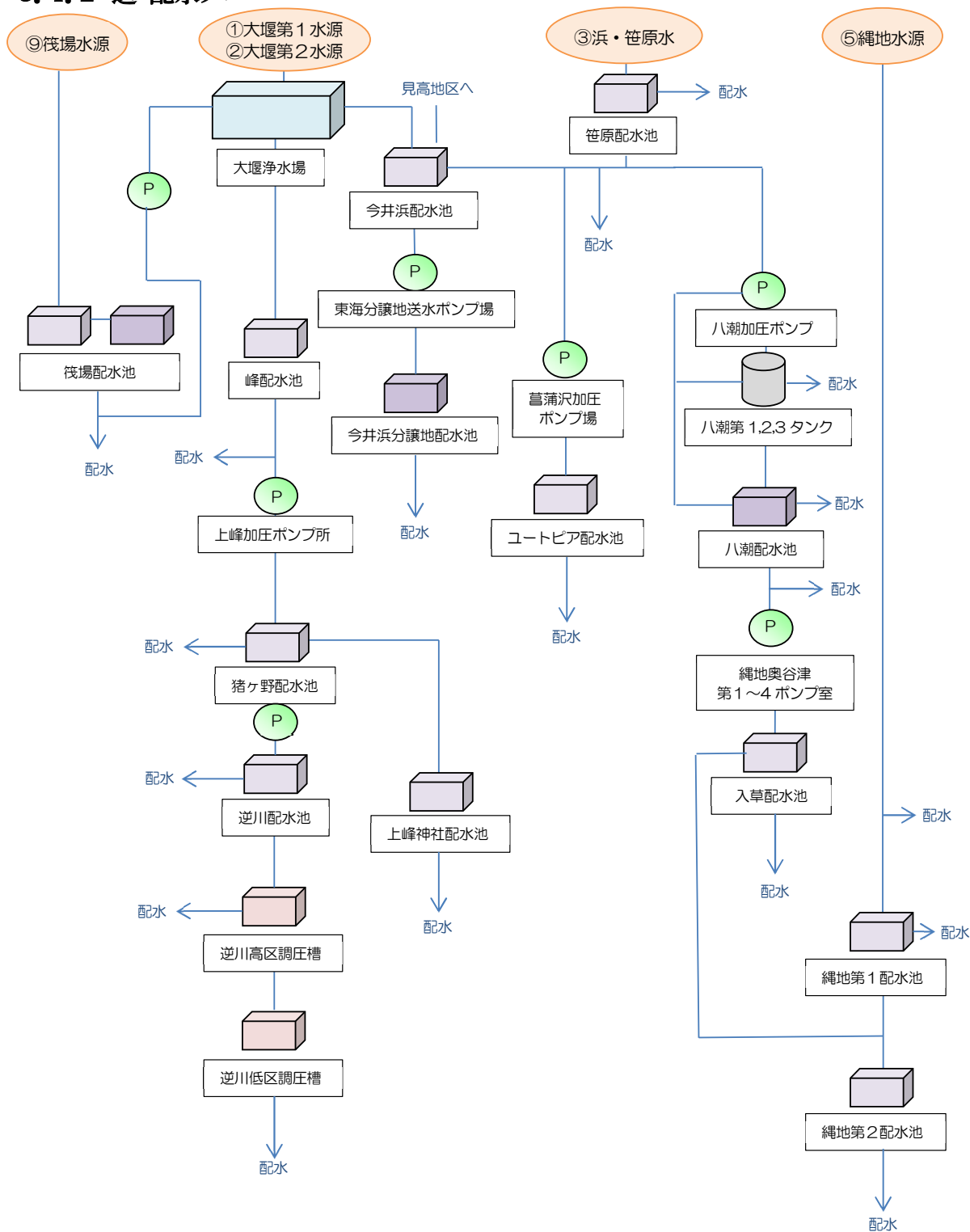
- ・水需要の減少

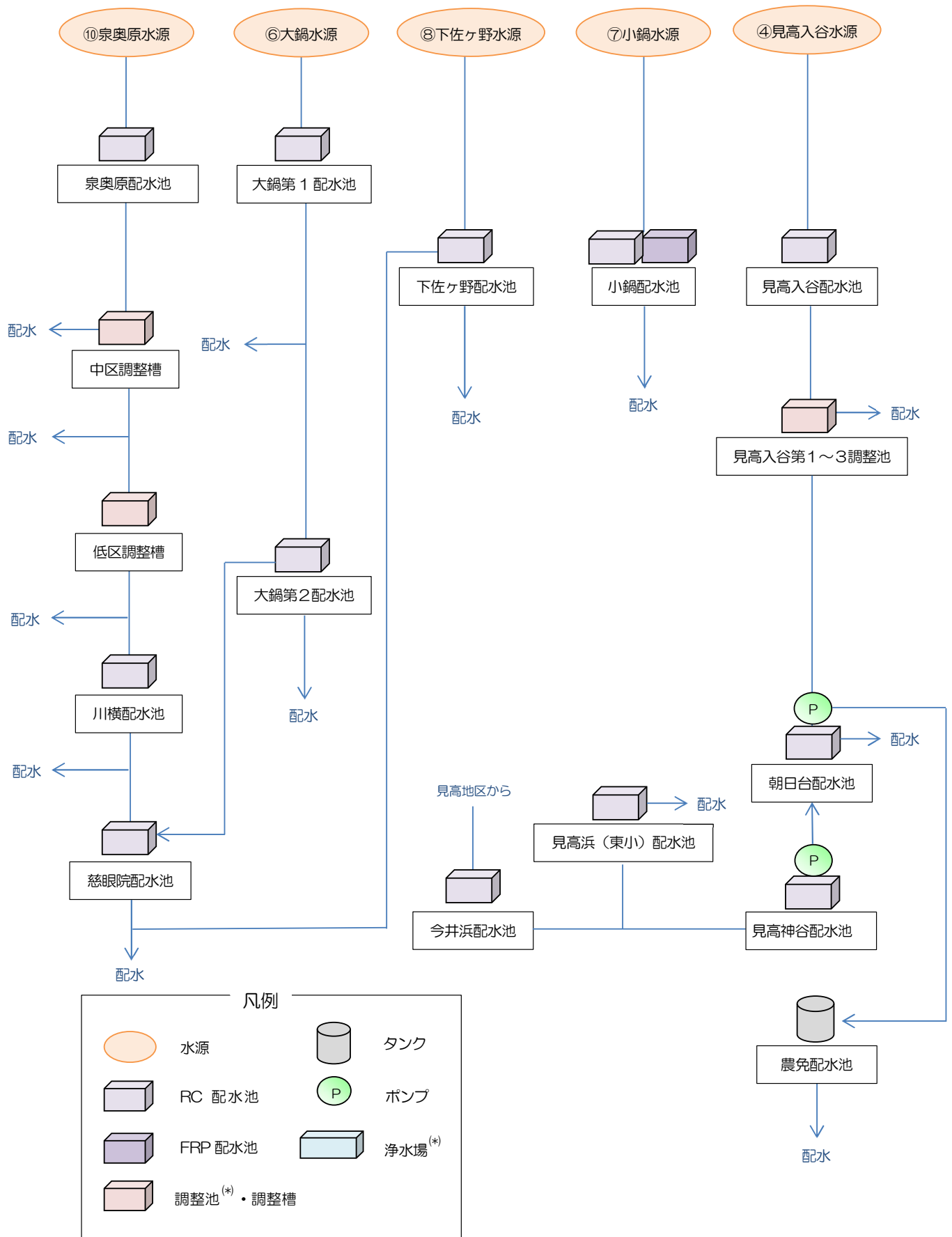
3.4 水道施設の概要

3.4.1 水道施設の位置図



3.4.2 送・配水フロー





3.4.3 水源・取水施設^(*)

本町は、地下水6箇所、湧水4箇所の計10箇所を水源としています。

次項より各水源のフロー図を示します。

表 3-4 取水施設の概要

名称	建設年度	経過年数	水源種別	取水量 [*] (m ³ /日)	備考
①大堰浄水場第1水源	S49	50	浅層地下水	2,688	
②大堰浄水場第2水源	S51	48	浅層地下水	2,688	
③浜・笹原水源	S59	41	浅層地下水	332	
④見高入谷水源	S46	53	浅層地下水	155	
⑤縄地水源	S48	51	湧水	140	
⑥大鍋水源	S51	48	湧水	397	
⑦小鍋水源	S32	67	湧水	262	
⑧下佐ヶ野水源	H10	26	地下水	90	
⑨筏場水源	S44	55	湧水	103	
⑩泉奥原水源	H12	12	地下水	27	H24 改修

※2次拡張時の取水量

※水源種別の表記は、水道台帳の表記に合わせたもの

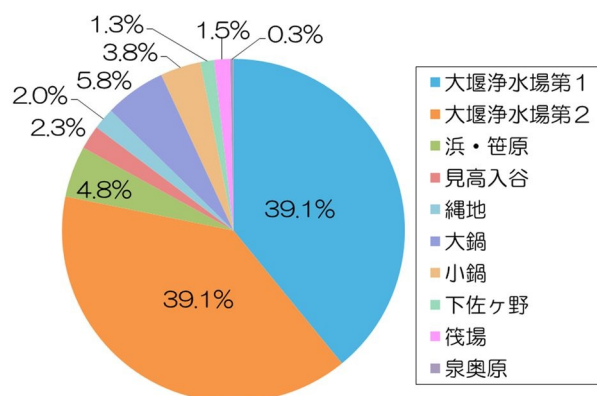


図 3-4 水源の取水量の割合

①、②大堰水源フロー

大堰浄水場は、場内にある大堰第1水源と場外にある大堰第2水源を水源としています。場内の着水井^(*)で次亜塩素酸ナトリウム溶液^(*)を注入し薬品処理した後、送水ポンプ^(*)から 峰配水池、今井浜配水池へ送水されます。

表 3-5 浄水施設^(*)の概要

浄水場名称	建設年度	浄水処理方式	浄水処理水量 (m ³ /日)	備考
大堰浄水場（着水井）	S49	次亜塩素酸ナトリウム ^(*)	5,000	

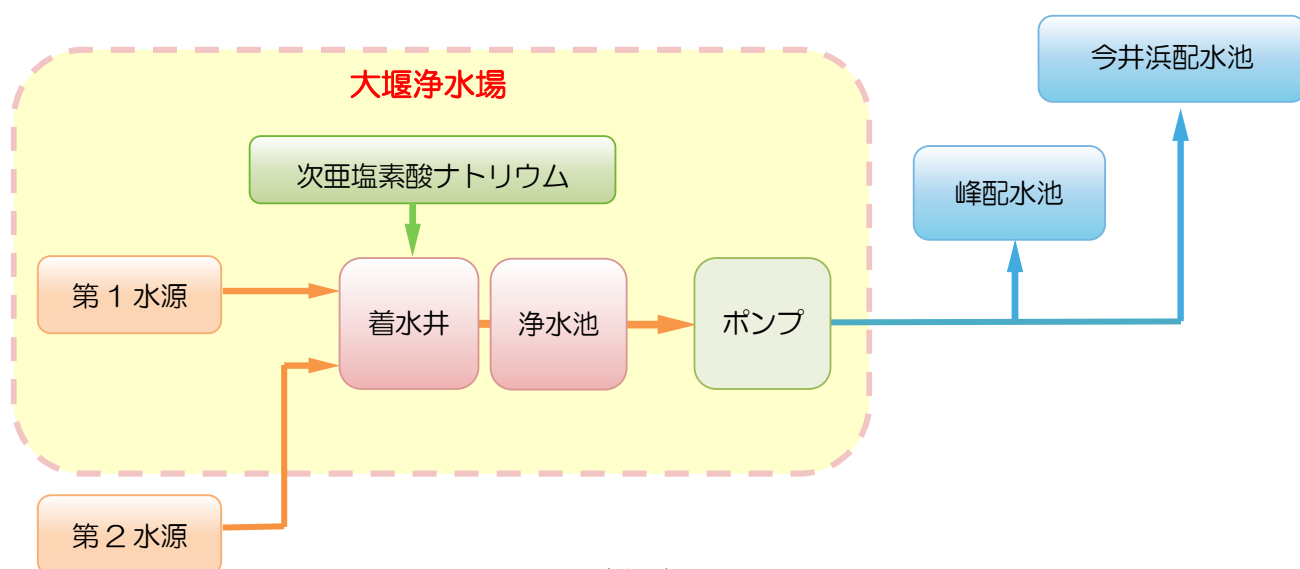


図 3-5 大堰水源フロー



写真 3-1 大堰浄水場（着水井、浄水池）



写真 3-2 大堰浄水場
（次亜塩素酸ナトリウム溶液のポンプ）

③浜・笹原水源フロー

浜・笹原水源から導水ポンプで配水池に導水する途中に、次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、配水池へ送水されます。

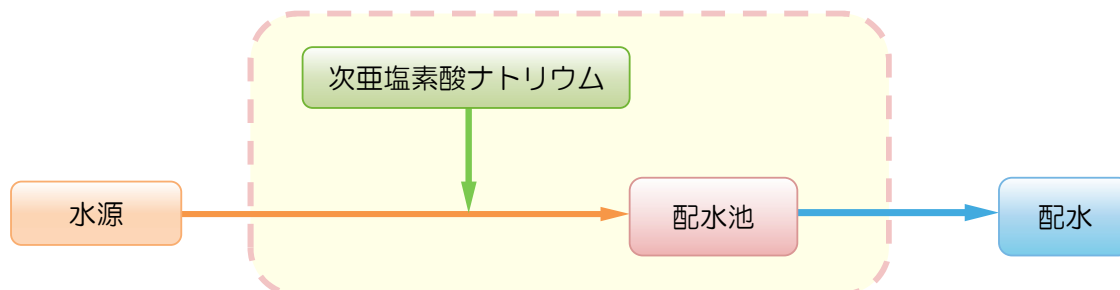


図 3-6 浜・笹原水源フロー

④見高入谷水源フロー

見高入谷水源から配水池に導水させます。その後、次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、送水されます。

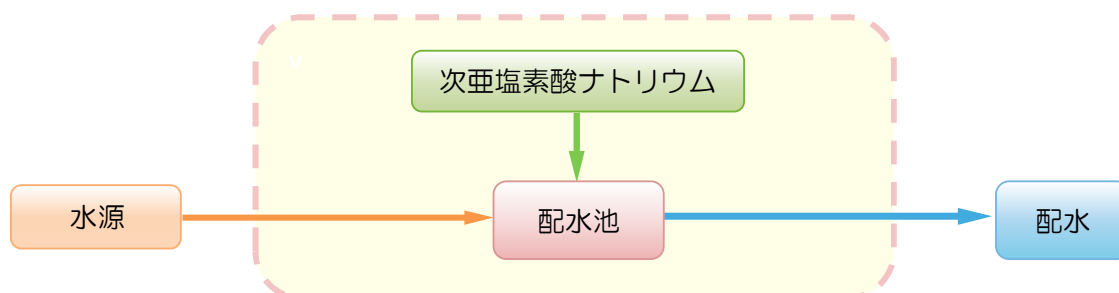


図 3-7 見高入谷水源フロー

⑤縄地水源フロー

縄地水源から着水井に導水させます。その後、次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、配水池へ送水されます。

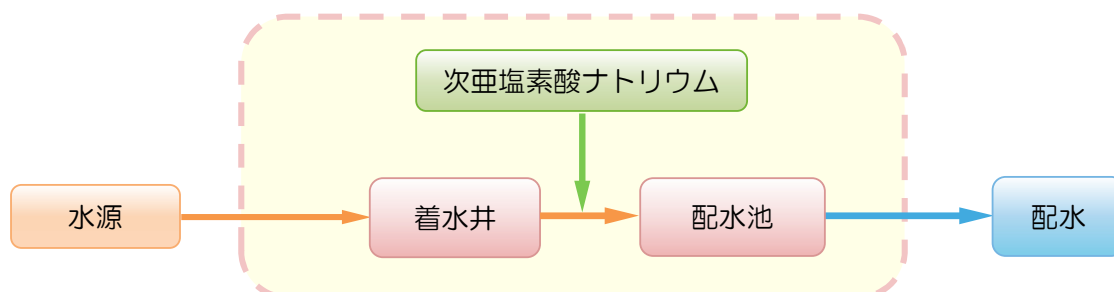


図 3-8 縄地水源フロー

⑥大鍋水源フロー

大鍋水源から配水池に導水させる途中で、次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、配水池へ送水されます。

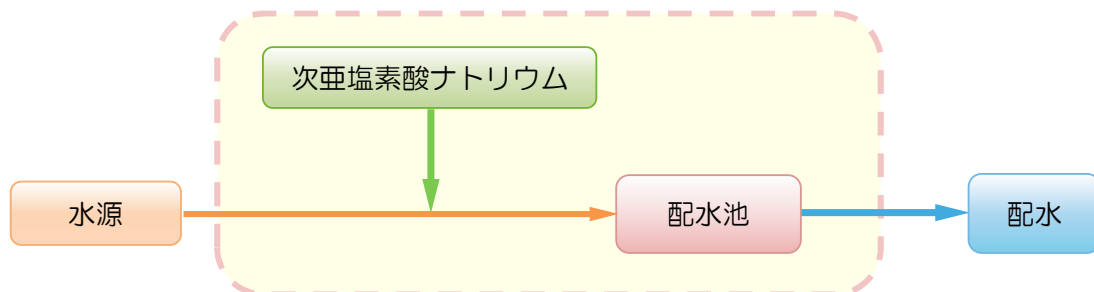


図 3-9 大鍋水源フロー

⑦小鍋水源フロー

小鍋水源から配水池に導水させます。その後、次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、送水されます。

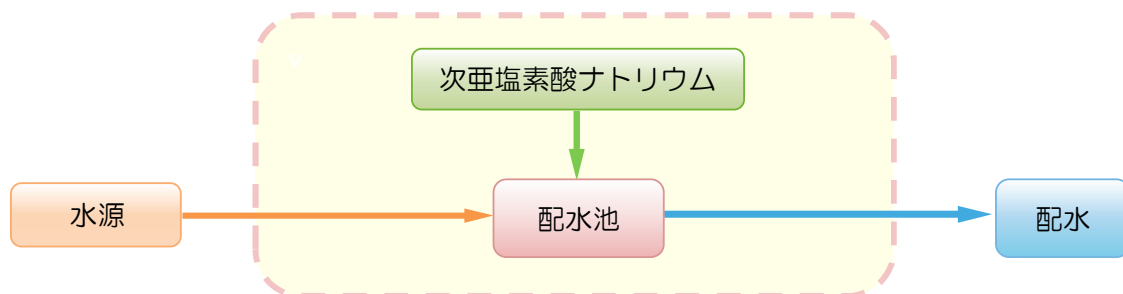


図 3-10 小鍋水源フロー

⑧下佐ヶ野水源フロー

下佐ヶ野水源から配水池に導水させる途中で、炭酸ガスで pH 調整後、次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、配水池へ送水されます。

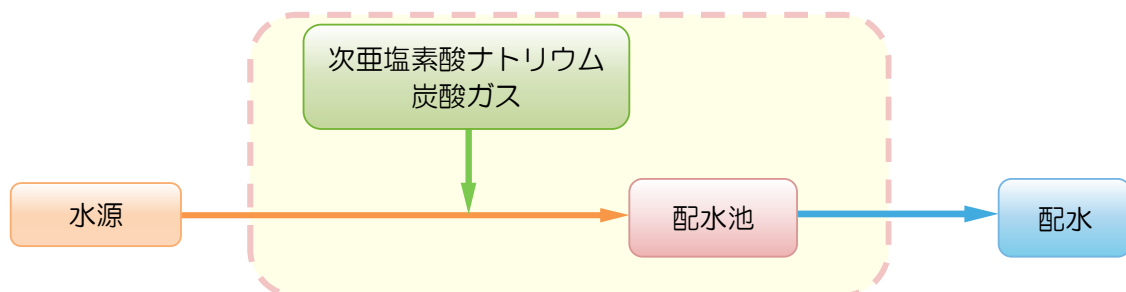


図 3-11 下佐ヶ野水源フロー

⑨ 筏場水源フロー

筏場水源から配水池に導水させる途中で、次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、配水池へ送水されます。

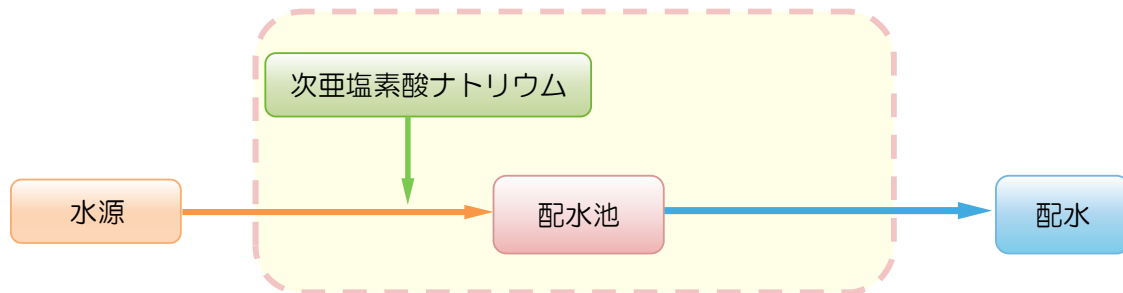


図 3-12 筏場水源フロー

⑩ 泉奥原水源フロー

泉奥原水源から配水池に導水させる途中で、炭酸ガスで pH 調整後、次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、配水池へ送水されます。

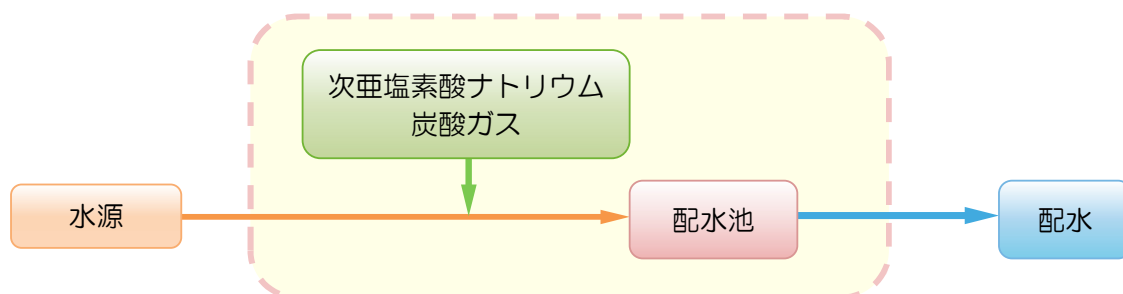


図 3-13 泉奥原水源フロー

3.4.4 配水池の概要

本町には 30 箇所の配水池があります。今井浜配水池が最も大きく、有効容量は $1,000\text{m}^3$ となっています。その他については、有効容量 $100\sim 150\text{m}^3$ の配水池が全体の約 60%を占めています。

表 3-6 配水池の概要 (1/2)

名称	建設年	経過年数	構造形式	有効容量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	備考
①今井浜配水池	S51	49	RC 造 ^(*)	$V=1,000\text{m}^3$	
②今井浜分譲地配水池	H20	17	FRP 製 ^(*)	$V=96\text{m}^3$	
③朝日台配水池	S55	45	RC 造	$V=100\text{m}^3$	更新中
④見高入谷配水池	S53	47	RC 造	$V=100\text{m}^3$	
⑤農免配水池	H30	7	SUS 製 ^(*)	$V=30\text{m}^3$	H30～31 更新
⑥小鍋配水池	S46	54	RC 造	$V=100\text{m}^3$	
⑦小鍋配水池	S46	54	FRP 製	$V=50\text{m}^3$	
⑧泉奥原配水池	H12	25	RC 造	$V=90\text{m}^3$	H24 改修
⑨縄地第 1 配水池	S48	52	RC 造	$V=120\text{m}^3$	
⑩縄地第 2 配水池	S48	52	RC 造	$V=120\text{m}^3$	
⑪川横配水池	H24	13	RC 造	$V=130\text{m}^3$	
⑫慈眼院配水池	S51	49	RC 造	$V=100\text{m}^3$	
⑬八潮配水池	S48	52	RC 造	$V=100\text{m}^3$	
⑭八潮第一タンク	S48	52	FRP 製	$V=10\text{m}^3$	
⑮八潮第二タンク	S48	52	FRP 製	$V=10\text{m}^3$	
⑯八潮第三タンク	S48	52	FRP 製	$V=10\text{m}^3$	

表 3-6 配水池の概要 (2/2)

名称	建設 年度	経過 年数	構造 形式	有効容量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	備考
⑰猪ヶ野配水池	H5	32	RC 造	$V=100\text{m}^3$	
⑱上峰神社配水池	S46	54	RC 造	$V=120\text{m}^3$	
⑲ユートピア配水池	S61	39	RC 造	$V=150\text{m}^3$	
⑳入草配水池	S61	39	RC 造	$V=100\text{m}^3$	
㉑筏場配水池	S46	54	RC 造	$V=130\text{m}^3$	
㉒筏場配水池(FRP)	S59	41	FRP 製	$V=130\text{m}^3$	
㉓下佐ヶ野配水池	H8	29	RC 造	$V=100\text{m}^3$	
㉔笹原配水池	S57	43	RC 造	$V=130\text{m}^3$	
㉕見高浜配水池	S57	43	RC 造	$V=100\text{m}^3$	
㉖大鍋第 1 配水池	S48	52	RC 造	$V=90\text{m}^3$	
㉗大鍋第 2 配水池	S47	51	RC 造	$V=100\text{m}^3$	
㉘逆川配水池	H1	36	RC 造	$V=90\text{m}^3$	
㉙見高神谷配水池	S44	56	RC 造	$V=100\text{m}^3$	
㉚峰配水池	S39	61	RC 造	$V=260\text{m}^3$	
合計				$V=3,866\text{m}^3$	

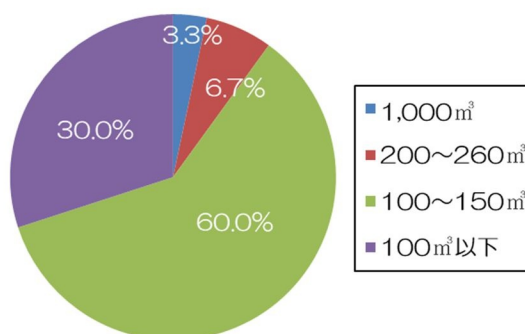


図 3-14 配水池の有効容量の割合

3.4.5 水道施設の老朽度

本町の水道施設は、昭和後期（約40年前）に整備された施設が多く、老朽化が進行しています。

水道施設を取水施設、浄水施設、配水施設^(*)、送水施設^(*)の4区分に分類し、さらに土木、建築、機械、電気の各分野における構造物および設備に区分したうえで、以下の式により老朽度を算出しました。

表3-7 施設の老朽度評価

老朽度評価＝施設の経過年数÷施設種別の耐用年数

施設種別	耐用年数	老朽度評価
①土木	40年	老朽度 90%以上 → 高 老朽度 50～90%未満 → 中 老朽度 50%未満 → 低
②建築	40年	
③機械	15年	
④電気	15年	

①取水施設の老朽度評価

取水施設については、老朽化が進行している施設の割合が81.8%となっており、施設全体で老朽化が進行している状況です。

老朽化が進行している施設の内訳を設備区分別に見ると、機械設備が50.0%と最も高くなっています。また、取水井^(*)などの土木構造物についても老朽化が進行しており、取水施設全体として更新時期を迎えつつあります。

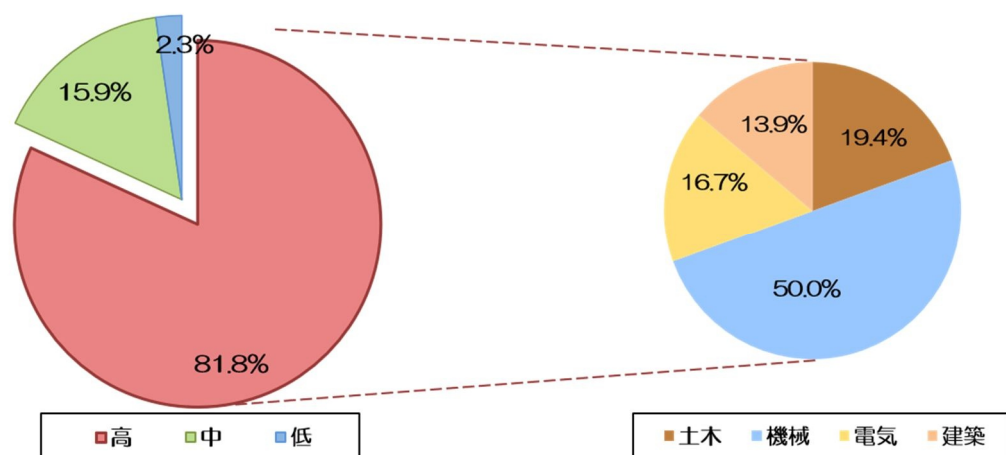


図3-15 取水施設の老朽度評価

②浄水施設の老朽度評価

本町における主要な浄水施設は、大堰浄水場です。

大堰浄水場における老朽化した構造物および設備は、施設全体の17.2%を占めています。

主な対象は、場内の着水井や滅菌設備、倉庫等の建築構造物です。

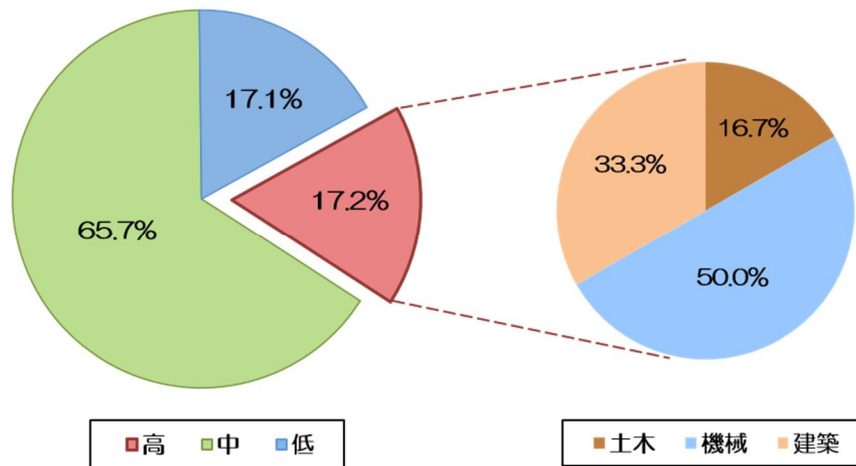


図 3-16 浄水施設の老朽度評価

③配水施設の老朽度評価

配水施設については、老朽化が進行している施設の割合は37.2%となっており、一定程度の老朽化が進行している状況です。

老朽化が進行している施設の内訳を設備区分別に見ると、電気設備が52.7%と最も高く、主に配水池の水位計や消毒設備の制御盤^(*)などが含まれています。

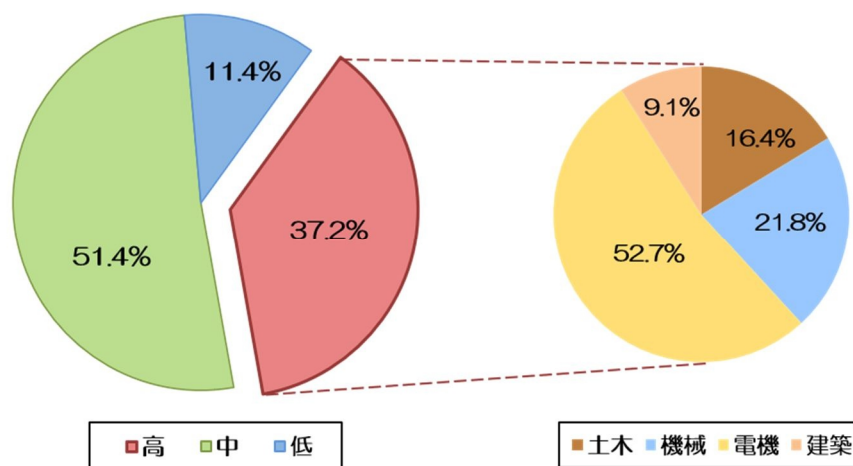


図 3-17 配水施設の老朽度評価

④送水施設の老朽度評価

送水施設については、老朽化が進行している施設の割合は40.7%となっており、一定程度の老朽化が進行している状況です。

老朽化が進行している施設の内訳を設備区分別に見ると、機械設備が50.0%と最も高く、主に送水ポンプなどが含まれています。

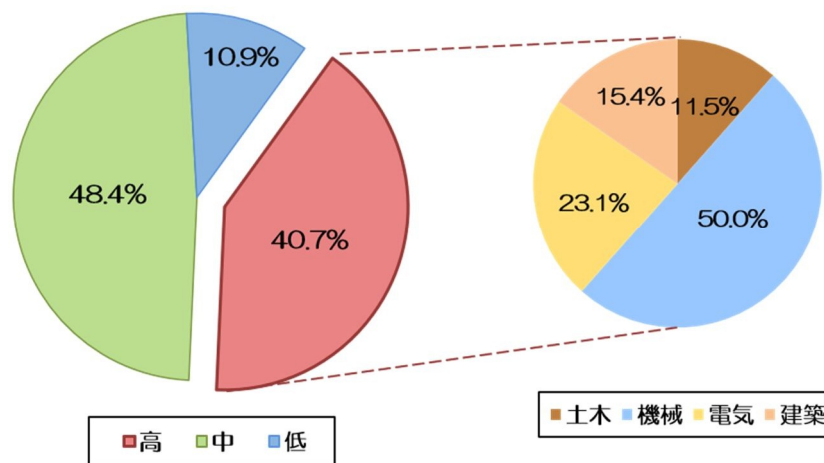


図 3-18 送水施設の老朽度評価

老朽度評価の結果、配水池や取水井などの土木構造物に加え送水ポンプや制御盤などの機械・電気設備の老朽化が進行していることが確認されました。

これらの施設は、安全で安定した給水を維持するうえで重要な役割を担っており、老朽化の進行した場合、設備故障や漏水の発生、断水のリスクの増加など、水道水の安定供給に影響を及ぼすおそれがあります。

今後は、施設の重要度や老朽化状況を踏まえながら、計画的な更新や修繕を進めるとともに、適切な維持管理による施設の長寿命化を図り、安全・安心な水道水の供給に努めていく必要があります。



写真 3-3 送水ポンプ



写真 3-4 計装盤 (制御盤)

【課題】

- ・耐用年数を超過し、老朽化が進行している水道施設および設備が増大している

3.4.6 水道施設の耐震性

平成27年に国が策定した「水道の耐震化計画策定ツール^(*)」では、昭和54年以前に築造されたRC構造物は耐震性が低い施設として位置づけられています。

本町の主要な水道施設の多くはRC構造物であり、そのうち約54.8%が昭和54年以前に築造されています。これらの施設は、現在の耐震基準に基づいて整備された施設と比較して、地震時に被害を受けるリスクが高いことが懸念されます。

今後、南海トラフ地震などの大規模地震の発生が想定されるなか、断水リスクを低減するため、耐震性の低い施設について、計画的な更新を進めていく必要があります。

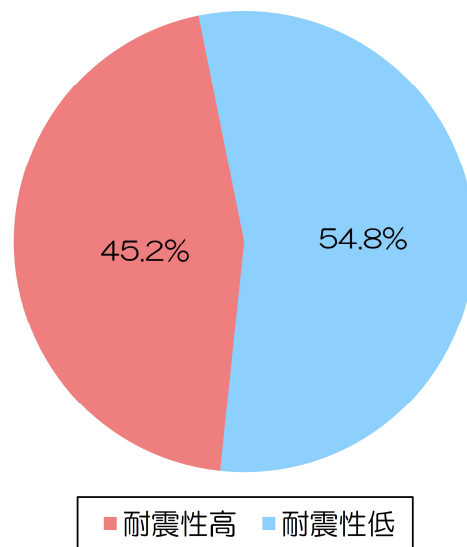


図 3-19 土木構造物 耐震性分析結果



写真 3-5 神谷配水池



写真 3-6 大鍋第一配水池

【課題】

- ・耐震性が低いとされる施設が多い

3.5 送配水状況

3.5.1 管の種類

本町の上水道の総管路^{*}延長は、約 87.20km です。（口径 75 以上の導水管、送水管、配水管を対象）

総管路延長の約 3 割を非耐震管（塩化ビニル管、石綿管）が占めています。特に石綿管については耐震性の観点で課題があることから、地震時の断水リスク低減に向け、計画的な更新を進める必要があります。

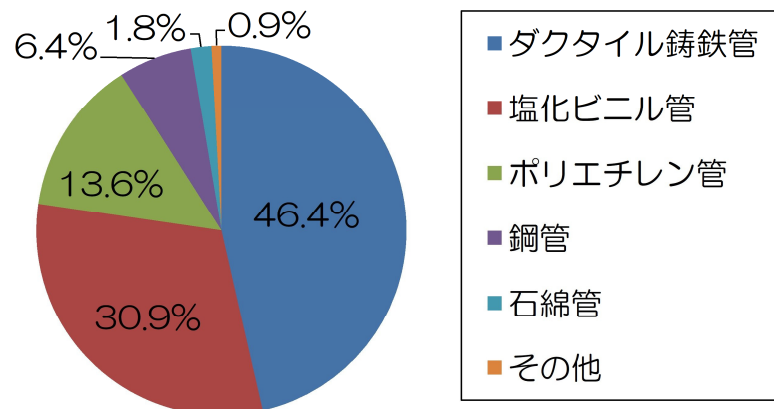


図 3-20 管路の種類

3.5.2 管の布設年度別管路延長

上水道の管路の耐用年数は 40 年とされています。

本町の管路の多くは、1980 年代を中心に整備されており、今後は老朽化に伴う更新需要の増加が見込まれます。

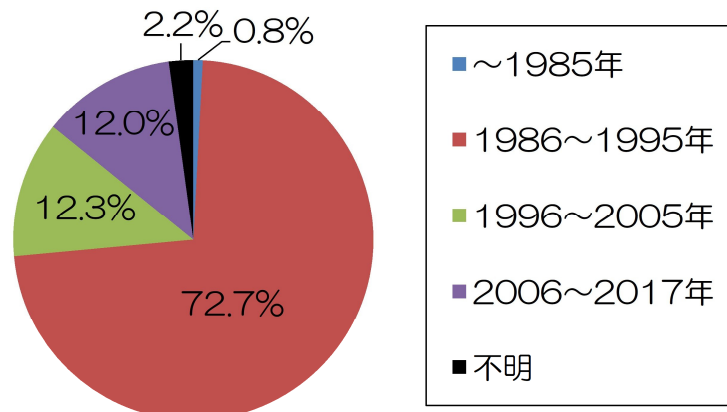


図 3-21 管路の布設年度割合

【課題】

- ・石綿管が残存している
- ・総管路延長の約 3 割を非耐震管が占めている
- ・老朽化に伴う更新需要の増加が見込まれる

3.6 水質

3.6.1 原水水質

原水とは、自然界に存在する湧水や地下水を指します。

原水の状態の把握および病原菌の拡散防止のため、原水水質試験の実施が水道法(*)により義務付けられています。

本町の原水水質検査は、以下の9箇所において年1回実施しています。

下佐ヶ野水源や泉奥原水源では、原水のpH(*)が一般的な中性域（pH7付近）と比較して高い水準にあります。その要因としては、水源周辺の地理的要因が考えられます。

今後も継続的に原水水質検査を実施し、水源の状況を適切に把握していく必要があります。

表 3-8 原水水質検査結果(R5～R7)

原水名	種別	検査結果
①大堰浄水場第1水源	浅層地下水	問題なし
②大堰浄水場第2水源	浅層地下水	問題なし
③浜・笹原水源	浅層地下水	問題なし
④見高入谷水源	湧水	問題なし
⑤縄地水源	湧水	問題なし
⑥大鍋水源	湧水	問題なし
⑦小鍋水源	湧水	問題なし
⑧下佐ヶ野水源	地下水	pH：8.3(R5～R7 平均値)
⑨筏場水源	湧水	問題なし
⑩泉奥原水源	地下水	pH：9.0(R5～R7 平均値)

3.6.2 浄水水質

浄水とは原水を浄水処理し、水道水として供給する水をいいます。

本町は浄水水質検査を、毎月1回行っており、全ての給水栓(*)において水質基準に適合しています。

今後も原水および浄水の適切な水質管理を継続し、安全で良質な水道水の供給に努めていきます。

3.6.4 クリプトスポリジウム^(*)および有機フッ素化合物

本町では、水質管理の一環として、クリプトスポリジウム等の対策を徹底するとともに、近年社会的関心が高まっている有機フッ素化合物（PFAS^(*)）についても適切な監視に努めています。

これらの項目については、現時点において水質上の問題は確認されていませんが、将来にわたり安全性を確保するためには、水源から給水栓に至る全工程でリスクを体系的に把握・管理する仕組みが不可欠です。

現在、本町におけるリスク管理の基盤となる「水安全計画」は未策定の状態にあります。将来にわたって安全な水をお届けするためにリスク管理体制の確立が急務となっています。



図 3-22 安全な水をお届けするまでの仕組み

【課題】

- 水質管理の継続
- 水安全計画が未策定

3.7 危機管理体制

本町では、災害に備え、ハザードマップや防災ガイドラインをホームページで公表しています。

しかし、地震などの災害によって断水が発生した場合の対応方法や、緊急時の給水場所など、水道に関する具体的な情報については、十分に周知できていない状況です。

また、災害時における応急給水や復旧対応についても、より分かりやすく整理する必要があります。

南海トラフ地震については、今後30年以内に大規模な地震が発生する可能性が高いとされており、本町においても水道施設や水道管への被害、広範囲での断水の発生が懸念されています。

特に、水道は住民生活に欠かすことのできない重要なライフラインであり、断水が長期化した場合には、日常生活や医療活動等に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

このため、災害時に迅速かつ適切な対応を行うためには、あらかじめ対応手順や役割分担を整理するとともに、応急給水体制や関係機関との連携体制を強化していくことが重要です。



【課題】

- ・危機管理マニュアルが未策定

3.8 情報公開

本町では、水道事業について住民の皆さまに分かりやすくお知らせするため、平成30年3月号の「広報かわづ」で「水道について考える」等を掲載し、情報提供に努めています。

また、LINEなどのSNSを活用して断水情報を発信するなど、多様な媒体を活用した情報提供にも取り組んでいます。

3.9 水道料金

本町の水道の使用料金は下表のとおりです。基本料金を 1,500 円（税抜）とし、使用水量に応じた超過料金を設定しています。

本町の水道使用料金は、周辺の5市町（東伊豆町、下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）と比較するとやや高い水準にありますが、これは、令和4年度に料金改定を実施し、経営基盤の安定化を図ってきたことによるものです。

表 3-11 本町の基本使用料金と超過料金

基本使用水量	基本使用料金（税抜）
10m ³ まで	月額 1,500円
超過料金（基本使用水量を超えた分）：1m ³ につき	
11～20m ³ まで	170円
21～30m ³ まで	190円
31～50m ³ まで	210円
51～100m ³ まで	230円
101～200m ³ まで	240円
210m ³ 以上の分	250円

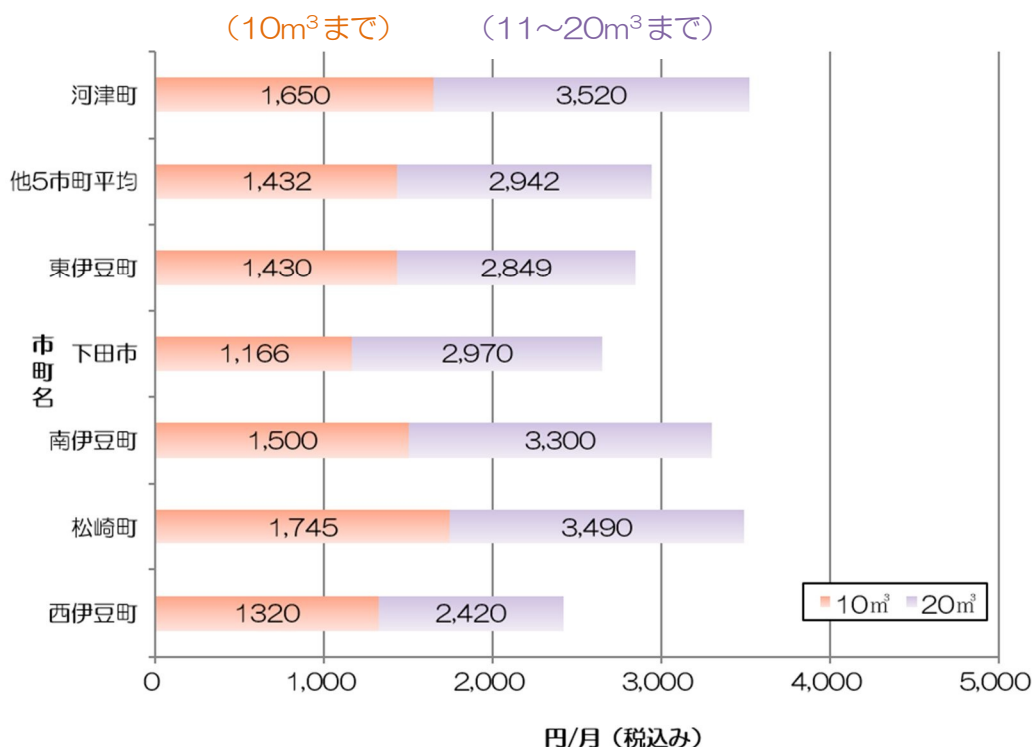


図 3-23 水道料金の比較(家事用)

3.10 給水原価と供給単価(経営の実態)

水道事業は、住民の皆様からお支払いいただく水道料金を主な財源として、水道施設の維持管理や水道水の供給を行っています。

給水原価^(*)は、水道水をつくり家庭へ届けるために必要な費用を示し、供給単価^(*)は、水道料金による収入を示しています。

供給単価が給水原価を上回る場合、水道料金収入により、給水に必要な費用を賄えている状況となります。

過去3年間の給水原価および料金回収率を見ると、令和4年度に実施した水道料金改定により、令和5年度には料金回収率が100%を上回り、一時的に給水に必要な費用を料金収入で賄える状況となりましたが、令和6年度には再び料金回収率が100%を下回っています。

今後は、水需要の減少や施設更新費用の増加等により、経営状況はさらに厳しくなることが見込まれます。

このような状況を踏まえ、将来にわたり安定した水道事業を継続していくため、適正な水道料金について継続的に検討していく必要があります。

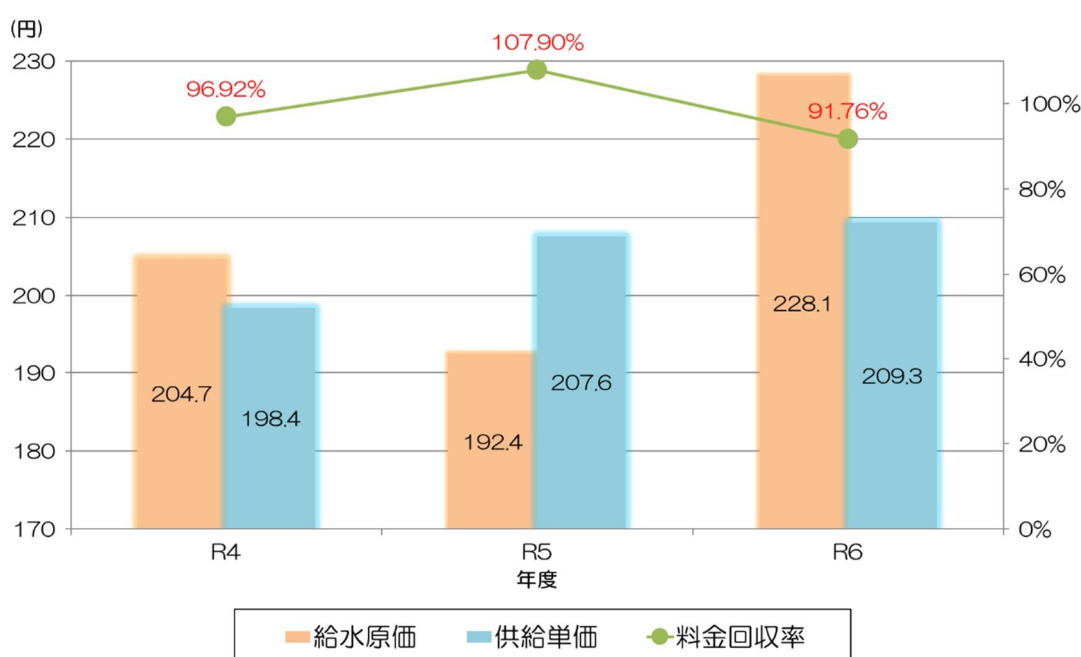


図 3-24 給水原価と供給単価の推移

【課題】

- 料金回収率が100%を下回っている
- 経営基盤の強化

3.11 職員数

本町の水道事業は、平成30年4月1日「建設課（水道温泉関係）」から「水道温泉課」と課名が変更されました。「水道温泉課」は水道事業と温泉事業の2つの公営企業を課長1名、工務係4名、業務係3名の計8名で運営しています。職員の平均年齢は41歳、平均勤続年数は3年となっており、経験の浅い職員が多い状況にあります。

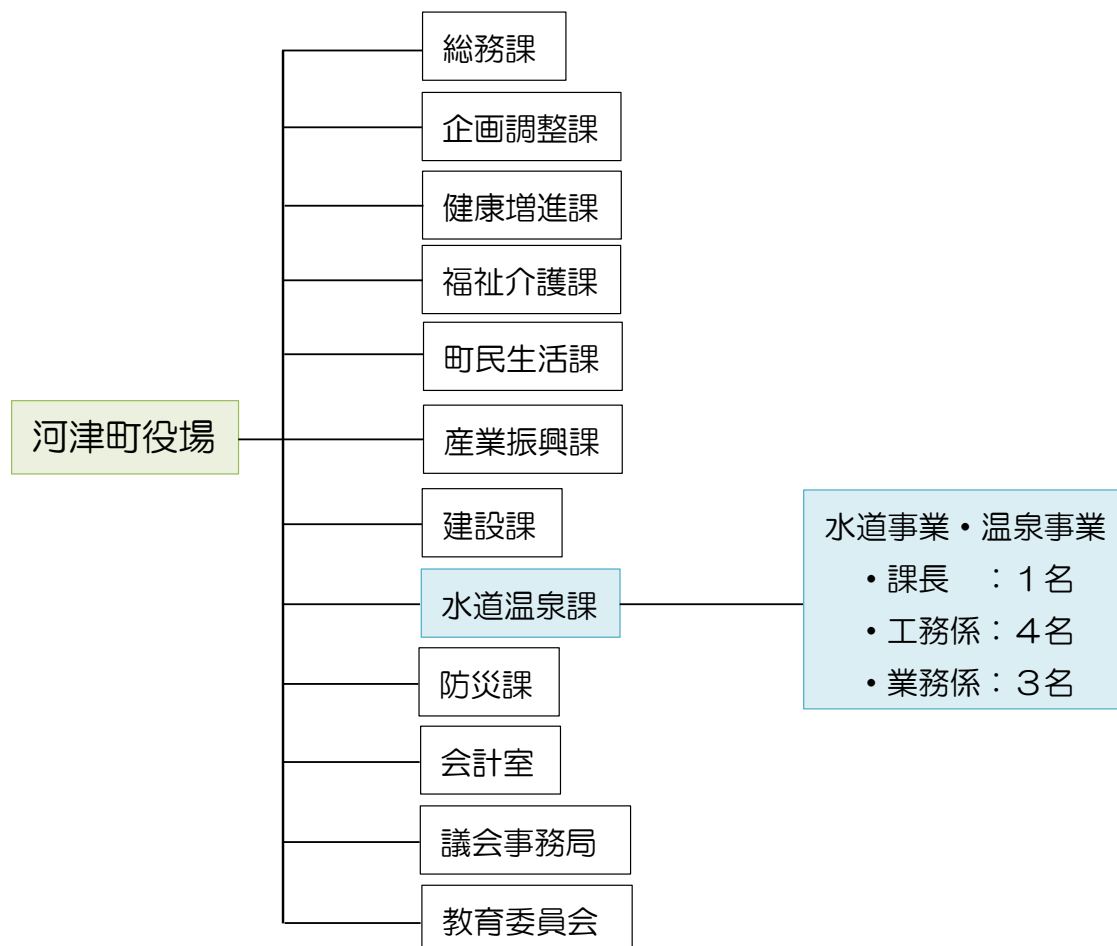


図 3-25 河津町役場の組織体系

表 3-12 水道温泉課の年齢構成

項目	令和8年
水道課職員（人）	8
職員平均年齢（歳）	41
平均勤続年数（年）	3

【課題】

- ・水道温泉課職員の平均勤続年数が短い

3.12 業務指標(PI)

PI（水道事業ガイドライン^(*)）とは、水道事業の情報開示や経営の透明性向上を図るため、水道サービスの内容を共通の指標により数値化したものであり、平成17年1月に社団法人日本水道協会により策定されたものです。「安全」「安定」「持続」の3つの観点から評価が行われます。

本分析では、水道技術研究センターが作成した「現状分析診断システム」の最新データ（令和5年度水道統計）を用い、グラフやレーダーチャートにより全86項目について評価を実施しました。比較対象は、全国の水道事業体（1,380事業体）のうち、給水人口規模が近い202事業体としています。

【分析診断の結果】

1) 安全

比較事業体と比べ、安全に関する指標は概ね良好な水準にあります。

しかしながら、水質に関する項目が前年度より高い値で推移していることから、水質監視の強化が求められます。

2) 安定

比較事業体と比べ、安定に関する指標は概ね良好な水準にあります。

令和4年度に実施した料金改定により、総収支比率は改善傾向にあります。

一方で、管路更新率は比較事業体と比べて低い状況にあります。老朽管の増加は漏水や事故リスクの増大につながる可能性があります。

管路更新にあたっては、機能回復に加え、耐震性、水質保持、防食性などの高機能化および長寿命化の視点が重要であり、これらを踏まえた更新計画を策定し、計画的に実施する必要があります。

3) 持続

比較事業体と比べ、持続に関する指標は概ね良好な水準にあります。

職員一人当たりの有収水量は減少傾向にありますが、これは人口減少や節水意識の高まりに伴う全体の有収水量の減少が要因と考えられます。

また、管路更新については「安定」と同様の課題が見られます。

表 3-13 「安全」の分析結果

課題区分			課題をはかりとるPI		改善度 H30→R5	改善メニュー
安全	原水・浄水	事故	A301	水源の水質事故数	→ 0%	水安全計画、水源モニタリング、流域事業体との共同による水質管理、代替水源の活用（原水融通も含む）、水源における富栄養化等対策（バイパス管、薬品添加、湖水循環等）、浄水処理・臭気対応
		原水由来の臭気	A102	最大カビ臭物質濃度水質基準比率	→ 0%	
		地下水汚染	A105	重金属濃度水質基準比率	↓ -20%	
			A107	有機化学物質濃度水質基準比率	↑ 100%	
	配水	塩素処理による水質課題	A108	消毒副生成物濃度水質基準比率	→ 0%	浄水処理の改善（原因物質の除去）、追加塩素の実施、浄水場における薬品注入率管理の強化、管路の更新・更生・洗管、工事等における排水等の手順の徹底、浄水施設の更新、配水施設（管路含む）の更新
			A101	平均残留塩素濃度	↑ 10%	
		赤水・濁水	B504	管路の更新率	↓ -36%	
		施設老朽化	B502	法定耐用年数超過設備率	↑ 54%	
			B503	法定耐用年数超過管路率	-	
	給水	貯水槽水道	A204	直結給水率	→ 0%	直結給水の推進、貯水槽水道等の管理強化、鉛製給水管の実態調査・布設替・情報提供、水質に関する情報提供、きき水の実施、利用者とのコミュニケーション強化
		鉛製給水管	A401	鉛製給水管率	→ 0%	

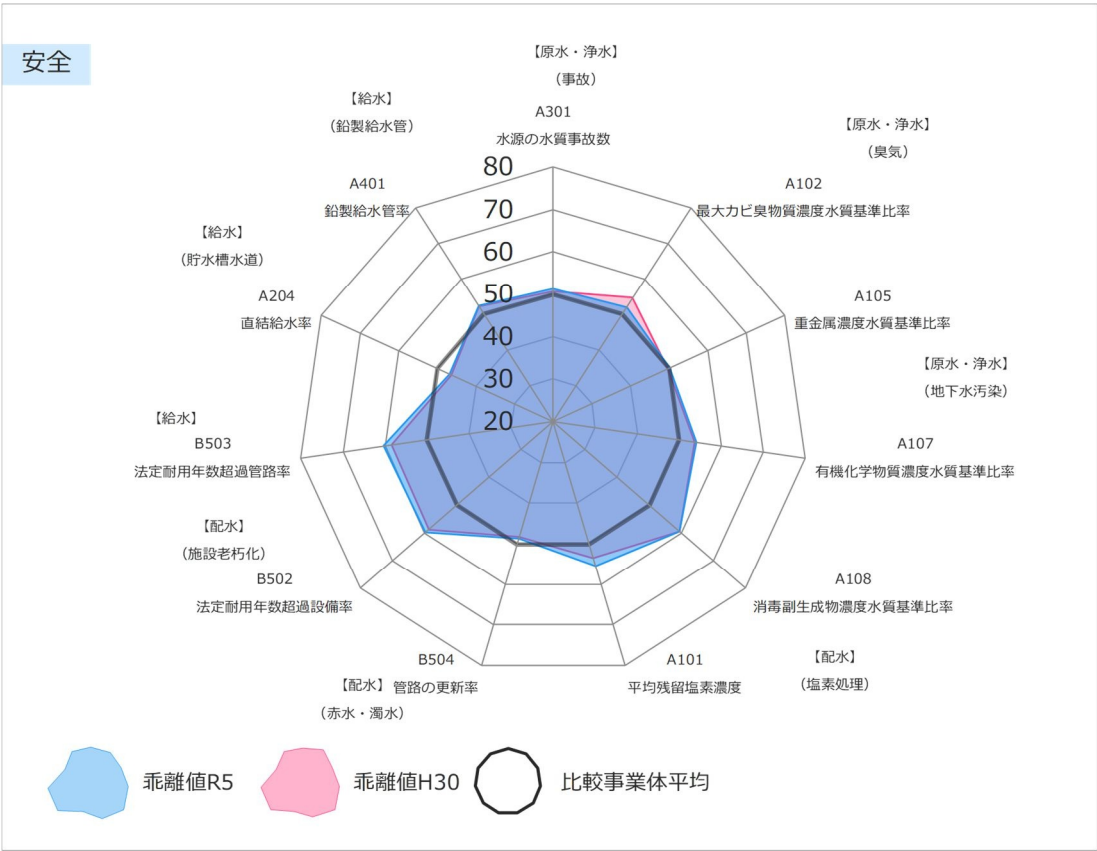


図 3-26 「安全」の分析結果

表 3-14 「安定」の分析結果

課題区分			課題をはかりとるPI		改善度 H30→R5	改善メニュー
安定	老朽化対策	管路・施設更新	B502	法定耐用年数超過設備率	↑ 54%	日常維持管理・保守の適切な継続実施、施設情報の電子化・多角的な分析、ダウンサイジング（施設再構築）、現有施設等の有効活用、関係事業体との連携、広域運用、鉛製給水管の更新
			B503	法定耐用年数超過管路率	-	
			B504	管路の更新率	↓ -36%	
		給水管・給水用具最適化	B208	給水管の事故割合	-	
	災害対策	管路・施設耐震化	B605	管路の耐震化率*	↑ 12%	耐震化計画策定、重要給水施設の早期耐震化、基幹施設の耐震化、事業継続・応急給水計画の策定、広報・マニュアルの充実化、復旧計画、停電時の水供給体制構築、資機材・薬品・燃料等の調達体制構築、複数水道事業者による訓練等連携強化、住民との連絡体制構築・地域の自立促進、自然流下方式水道システムの構築、配水池能力の見直し
			B602	浄水施設の耐震化率	→ 0%	
			B604	配水池の耐震化率	-	
		災害時給水量の確保	B113	配水池貯留能力	→ -1%	
			B203	給水人口一人当たり貯留飲料水量	↑ 7%	
	施設規模の適正化	普及率向上	B116	給水普及率	↓ -5%	水道布設に拘らない多様な手法での対応、ダウンサイジング（施設再構築）、現有施設等の有効活用、関係事業者との連携、広域運用
		適正な予備力	B114	給水人口一人当たり配水量	↑ 9%	
	財源・職員の適正化	財源・職員の適正化	C103	総収支比率	↑ 23%	新たな民間手法の導入・官民連携、料金の見直し、アセットマネジメントの実践
			C108	給水収益に対する職員給与費の割合	↑ 36%	

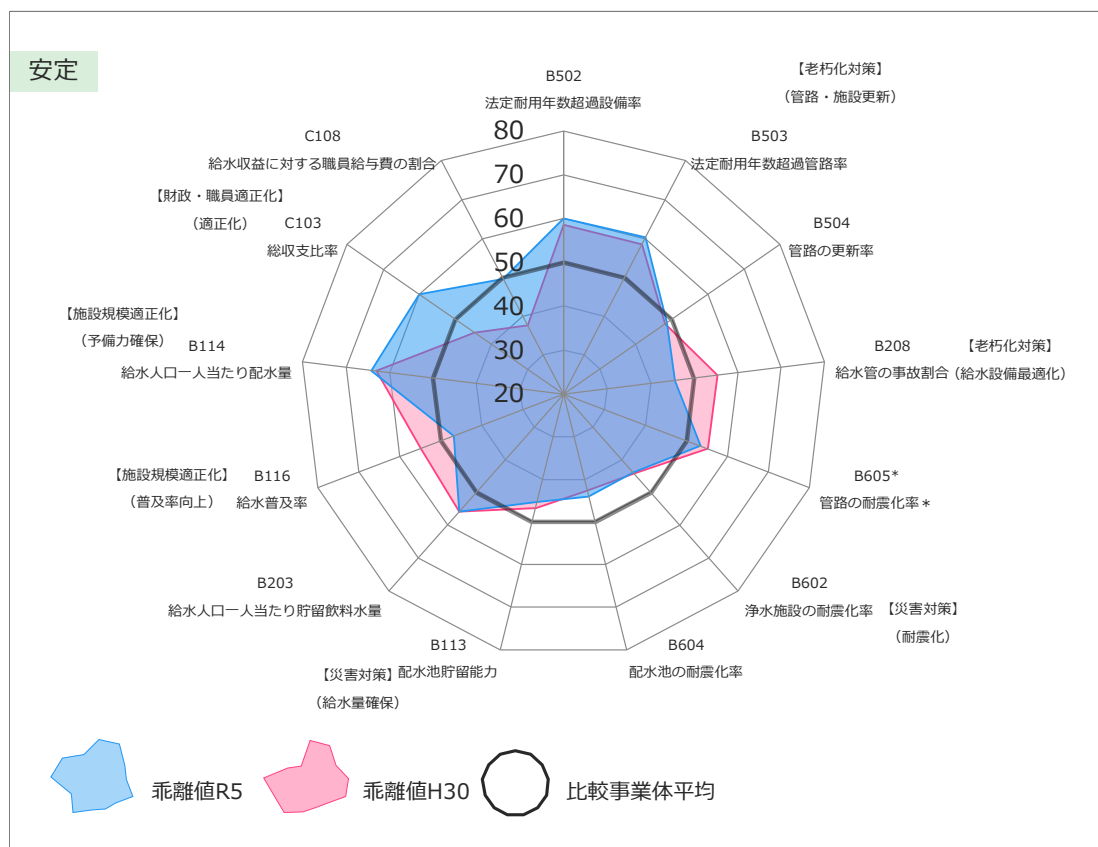


図 3-27 「安定」の分析結果

表 3-15 「持続」の分析結果

課題区分			課題をはかりとるPI		改善度 H30→R5	改善メニュー
持 続	ヒト	人材確保	C124	職員一人当たり有収水量	↓ -13%	再雇用の拡充、一般会計との調整、民間企業からの職員採用、効率的な組織整備、ICT化の推進、給与の適正化、人事評価、職員研修の推進、技術開発費の予算化
		効率性	C108	給水収益に対する職員給与費の割合	↑ 36%	
		技術力	C205	水道業務平均経験年数	→ 0%	
	モノ	投資	B504	管路の更新率	↓ -36%	現状分析（耐震診断他）、更新事業費の予算化、補助制度の活用、ダウンサイジング、減損会計、水道広域化の推進、省エネルギー・新エネルギー
			B110	漏水率		
		効率性	B104	施設利用率	→ -3%	
			B301	配水量1m ³ 当たり電力消費量	→ -2%	
	カネ	収益性	C102	経常収支比率	↑ 23%	水道料金改定、料金体系の見直し、需要者の水道利用促進、料金徴収方法の検討、企業債借入抑制・他金融機関への借換、ダウンサイジング、省エネ・新エネ、繰入金の抑制、一般会計との調整、補助制度の活用、更新事業費の予算化、民間資金の活用
		料金	C113	料金回収率	↑ 35%	
			C114	供給単価	↑ 33%	
		効率性	C115	給水原価	→ 2%	
		他会計依存	C106	繰入金比率（資本的収入分）		
		財務の健全性	C119	自己資本構成比率	→ 0%	
			C121	企業債償還元金対減価償却費比率	↑ 30%	

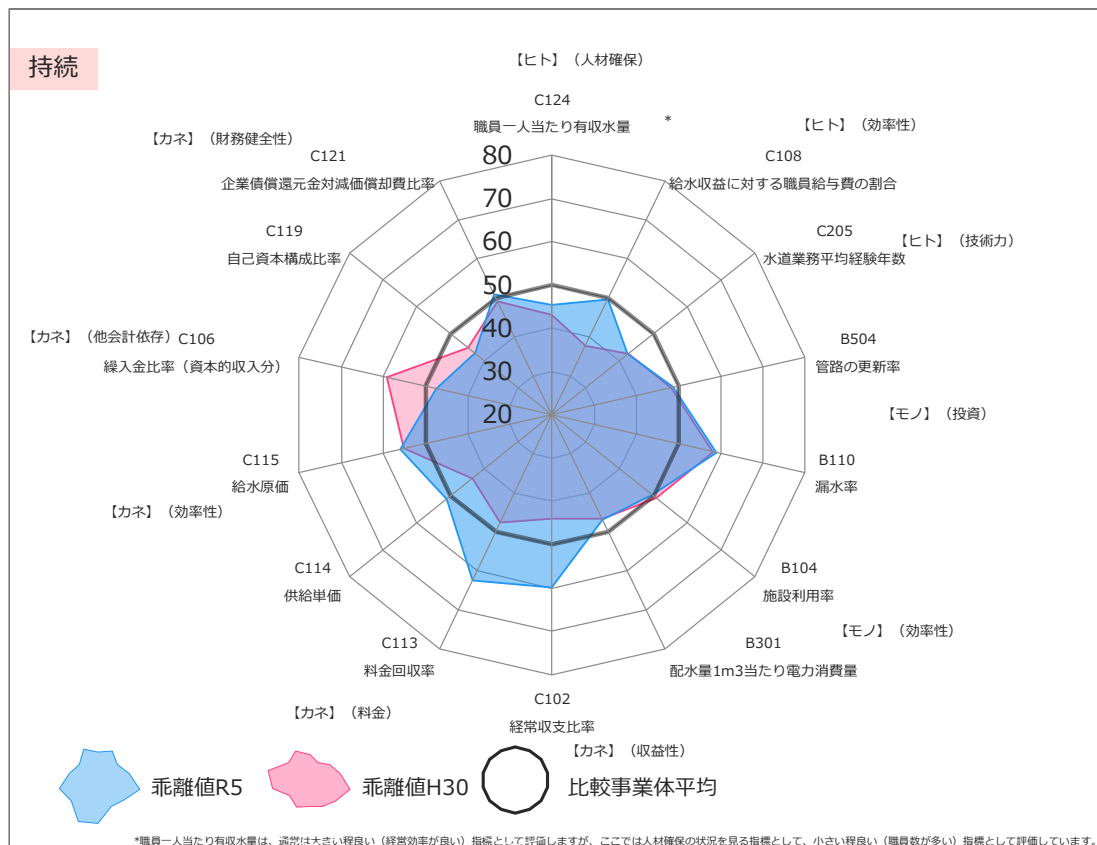


図 3-28 「持続」の分析結果

第4章 前ビジョンのフォローアップ

4.1 施策の評価

水道ビジョン改定にあたり、前ビジョンで設定した施策について、令和6年度までの取り組み状況、将来の事業環境を踏まえ、評価を行いました。

前ビジョンの施策の進捗状況の評価は下記のように行います。

評価基準

完了：R7年度までに完了した施策

継続：計画通りに遂行することが適当な施策、今後も検討を推進する施策

未着手 or 見直し：まだ実施していない施策、事業の進め方の改善を要する施策

安全

一部の施策については、検討を行ったものの事業の実施には至らず、内容の見直しが必要となっています。

施策	施策の概要と進捗状況	評価
①美しい水源の保全		
(1) pH 濃度の高い 原水対策	【概要】 ・原水水質および浄水水質の pH の目標値を 7.8 および 7.6 以下とします。 【進捗状況】 ・適切に水質試験を行い、浄水水質を保っています。	継続
(2) 危機管理マニュアル、水安全計画の策定	【概要】 ・「危機管理マニュアル」と「水安全計画」を策定します。 【進捗状況】 ・現在町内で水安全計画の策定を予定しています。 ・危機管理マニュアル策定は検討を続けていきます。	継続
(3) クリプトスポリジウム(ジアルジアを含む)の検査の継続	【概要】 ・指標菌検査の実施と取水施設の安全性向上に努めます。 【進捗状況】 ・クリプトスポリジウムの指標菌の検査を行っています。	継続
(4) 水質保全の強化	【概要】 ・水源状況を点検し、関係機関との情報交換を図ります。 ・新たな水源、新たな配水池の整備の検討を行います。 【進捗状況】 ・施設整備について検討を行っています。	継続

施策	施策の概要と進捗状況	評価
②水道施設の設備の充実・強化		
(5) 大堰浄水場の施設の更新	【概要】 - 大堰浄水場の配水施設の耐震化を検討します。 - 大堰浄水場の自家発電設備を更新します。 【進捗状況】 - 自家発電設備については、令和元年度に更新を完了しています。 - 配水施設の耐震化は今後も検討していきます。	継続
(6) 新しい水源の確保	【概要】 - より効率的な配水を行うため、見高入谷の揚水調査を検討します。 【進捗状況】 - 令和元年度に実施した揚水試験の結果、目標値を満足できませんでした。	見直し
(7) 今井浜配水池の更新	【概要】 - 今井浜配水池（1,000m³）の更新を検討します。 【進捗状況】 - 検討の結果、更新を行う方針となりました。	継続
(8) 石綿管の更新	【概要】 - 石綿管の更新を検討します。 【進捗状況】 - 石綿管の更新については、進捗が芳しくない状況です。	継続



写真 4-1 大堰浄水場

強靱

本町は、強靱な水道の実現に向け、「災害対策の強化」と「危機管理体制の強化」を掲げ、計画を推進してきました。

「危機管理体制の強化」については一定の進捗が見られるものの、「災害対策の強化」については今後さらなる取り組みの推進が求められます。

施策	施策の概要と進捗状況	評価
③災害対策の強化		
(9) 管路の更新	【概要】 ・管路の更新率の向上に努めます。老朽化した管路を優先的に更新し、漏水等の突発的な事故を抑制します。 【進捗状況】 ・他施設の更新・改修を優先したことから、前ビジョン期間中の更新率は0.27%となりました。	継続
④危機管理体制の強化		
(10) 万全な応急体制の整備	【概要】 ・避難所や応急給水設置場所の周知を確実に行います。 ・応急給水訓練等の応急給水を円滑に実施するための効果的な取り組みを行います。 【進捗状況】 ・避難所は、ホームページにて公開しています。 ・応急給水訓練の実施は引き続き検討していきます。	継続
(11) 防災資機材の備蓄の充実	【概要】 ・災害に備えて、防災資機材を備蓄します。 【進捗状況】 ・応急給水に必要な防災資機材については、計画的な整備・備蓄に努めてきました。	継続

持続

本町は、令和4年度に水道料金の改定を実施し、料金回収率の改善など一定の成果が見られます。

今後は、人口減少や施設更新費用の増加等により、厳しい経営環境が見込まれることから、持続可能な事業運営に向けた継続的な取組が必要です。

施策	施策の概要と進捗状況	評価
⑤適切な水道料金の設定		
(12) 水道料金の改定	【概要】 - 安定した供給を維持するために、料金改定を行う予定です。 【進捗状況】 - 令和4年に料金改定を行いました。 - 今後も見込まれる更新需要に対応できるよう、適切な水道料金について検討を続けていきます。	継続
⑥財政基盤の強化		
(13) 効率的な施設の再編成	【概要】 - 今井浜配水池の更新に伴い、配水池容量の見直しの検討を行います。 - 効率的に運用を行うため将来需要に応じた施設や設備の更新の検討を行います。 【進捗状況】 - 今井浜配水池の更新について検討を行っています。 - 将来の水需要を踏まえ、施設のダウンサイジングを検討しています。	継続
(14) 健全な財政体制の確保	【概要】 - 効果的な施設更新を行い、ランニングコストを縮減します。 【進捗状況】 - 経常経費の抑制や事業の効率化を図るとともに、必要な投資の確保に努めてきました。現況は、令和4年度に水道料金の改定を行いました。令和5年度には給水原価が供給単価を上回っており、独立採算による事業運営が厳しい状況となっています。	継続

施策	施策の概要と進捗状況	評価
⑦人材育成の推進		
(15) 人材育成の強化	【概要】 ・技術職員の増員に努めます。 ・水道に関する技術の講習会等への参加を行います。 【進捗状況】 ・研修参加やOJT等により人材育成に取り組んできましたが、職員数の減少等の影響もあり、体系的な育成体制の構築には至っていません。	継続
⑧情報公開・広報活動の推進		
(16) 積極的な広報活動の実施	【概要】 ・ホームページに水道に関する情報を掲載します。(手続き、水道料金等) 【進捗状況】 ・事業運営の透明性を確保するために、広報かわづやHP等で情報を発信しています。 ・LINEなどのSNSを活用して断水状況を発信するなど新たな形での情報提供を行っています。	継続

【総括】

これまでの取組については、水質管理の徹底や危機管理体制の強化などにおいて一定の進捗が認められる一方で、管路の更新や災害対策の強化など、一部の施策においては進捗が十分ではない状況も見られます。

このような状況を踏まえ、今後はこれまでの取組の成果と課題を十分に整理したうえで、施策体系の見直しを行い、施策の再編や重点化を図っていきます。

特に、更新需要の増大に対応した計画的な施設整備に加え、広域連携の検討、危機管理マニュアルや水安全計画の運用などを含めた危機管理体制の強化を進める必要があります。また、安全で安心な水道水を安定的に供給し続けるため、財政基盤の強化や技術継承・人材育成にも重点的に取り組んでいく必要があります。

本フォローアップの結果については、水道ビジョンへ適切に反映し、「安全」「強靱」「持続」の実現に向けた施策の推進につなげていきます。

第5章 目標像の設定

5.1 将来像の設定

本町の水道事業は、昭和46年の給水開始以来、給水区域を拡大し、普及率の向上と安全でおいしい水道水の供給に努めてきました。

今後は、人口減少に伴う給水需要の減少や、水道施設の老朽化の進行、さらには自然災害の頻発化など、様々な課題に直面しています。これらの課題に適切に対応し、将来にわたり安定した水道サービスを提供していくことが求められています。

本町の水道が、将来にわたり町民の皆様の生活を支え続けられるよう、目指す将来像を次の通り定めます。

「これからも、安全でおいしい、みんなの水道」

5.2 基本方針の策定

河津町水道事業の将来像の実現に向けて、様々な課題の解決に取り組むため、その取り組みの方向性を示す基本方針を次のとおり定めます。

安全：安全で安心な水道

水道水の安全性を確保するため、水質管理の徹底や水源保全の取組を推進します。

これにより、すべての利用者が、いつでもどこでも安心しておいしく飲める水を将来にわたり安定的に供給し、安全で健全な水道の維持を図ります。

強靱：災害にもしなやかな水道

自然災害等による被害の軽減を図るため、水道施設および管路の更新・耐震化を推進するとともに、応急給水体制の整備や広域連携の強化を図ります。

これにより、被災時においても迅速かつ円滑な対応および復旧が可能なしなやかな水道の構築を目指します。

持続：信頼され続ける水道

将来にわたり安定した事業運営を行うため、人材の確保・育成や経営基盤の強化に取り組めます。

これにより、安定した事業運営を維持し、利用者から信頼され続ける水道の実現を図ります。

5.3 施策の体系

本水道ビジョンにおける「安全」、「強靱」、「持続」の3つの基本方針と8つの施策方針の体系図を示します。

河津町水道事業の目指す将来像

これからも
安全でおいしい
みんなの水道



安全：安全で安心な水道

①美しい水源の保全

- (1) pH 値の高い原水対策
- (2) 水安全計画^(※)の策定
- (3) 水質管理の徹底

強靱：災害にもしなやかな水道

②水道システムの再構築

- (4) 見高入谷地区の再構築

③水道施設および管路の更新・耐震化

- (5) 水道施設の更新・耐震化
- (6) 管路の更新・耐震化

④危機管理体制の強化

- (7) 危機管理マニュアルの整備
- (8) 万全な応急給水体制の整備

持続：信頼され続ける水道

⑤健全経営の維持

- (9) 適切な水道料金の設定

⑥人材育成の推進

- (10) 人材育成の強化

⑦情報公開・広報活動の継続

- (11) 積極的な広報活動の継続

⑧広域化の検討

- (12) 広域連携に関する検討

第6章 実現方策

6.1 安全

①美しい水源の保全

本町では、安全な水道水の供給を確保するため、水安全計画の策定に取り組んでいます。あわせて、水源水質の監視や保全活動を実施しています。

今後は、これらの取組をさらに推進し、「美しい水源の保全」を図るため、以下の施策を実施します。

対策項目

(1) pH 値の高い原水対策

具体的な取り組み内容

下佐ヶ野原水源、泉奥原水源の pH 値超過に対しては、炭酸ガス注入による調整を実施しています。

今後も水質の安全性を確保するため、原水および浄水の pH について、目標値を原水 7.8、浄水 7.6 以下を目標として適切な管理を行っていきます。

○施策の目標

項目	内容	R6 年度	目標値	備考
原水の pH	—	9.1	7.8 以下	監視システム稼働
浄水の pH	炭酸ガスを使用	7.7	7.6 以下	監視システム稼働

対策項目

(2) 水安全計画の策定

具体的な取り組み内容

水道水の安全性を確保するため、「水安全計画」を策定します。

現在、策定に向けた取組みを推進しています。

○施策の目標

項目	内容	目標
水安全計画	水安全計画の策定	5 年以内

対策項目

(3) 水質管理の徹底

具体的な取り組み内容

安全な水道水を安定的に供給するため、クリプトスポリジウムの指標菌検査等を継続的に実施し、適切な水質管理を徹底します。

また、近年社会的関心が高まっている有機フッ素化合物（PFAS）についても継続的に水質検査を実施し、安全性の確保に努めます。

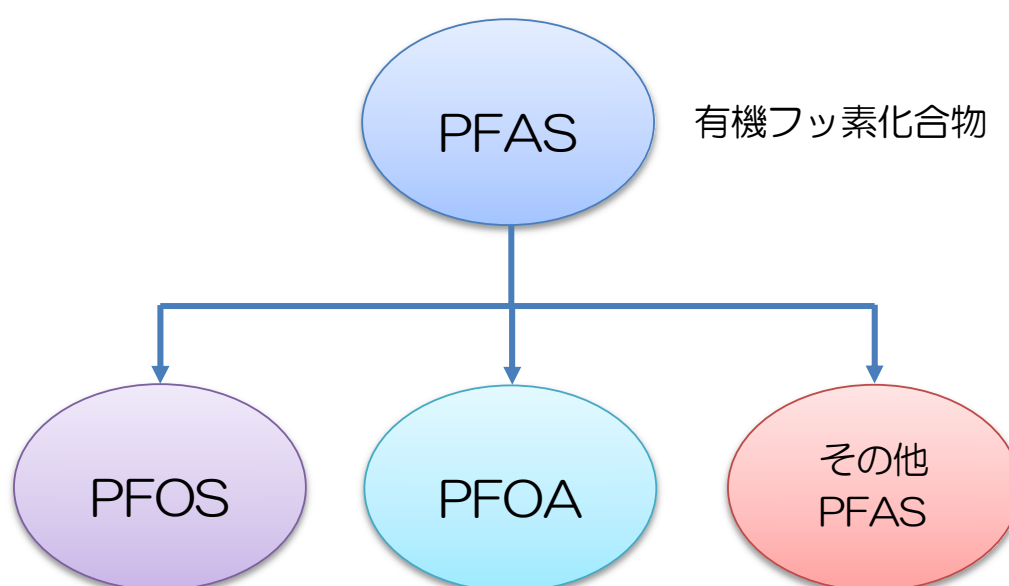


図 6-1 有機フッ素化合物（PFAS）の概要

※PFAS は、有機フッ素化合物の総称であり、その中には PFOS や PFOA などの物質が含まれています。

○施策の目標

項目	内容	目標
クリプトスポリジウム指標菌検査 の継続的な実施	指標菌検査の継続	1回/1ヵ月
有機フッ素化合物（PFAS） の検査の継続的な実施	PFAS の検査の継続	1回/3ヵ月

6.2 強靱

②水道システムの再構築

災害時においても、安定した給水を確保するとともに、水需要の減少に対応した効率的な施設更新を進めるため、水道システムの再構築を推進します。

その第一段階として、見高入谷地区の再構築の検討を行います。

対策項目

(4) 見高入谷地区の再構築

具体的な取り組み内容

令和3年度から、見高入谷系統の再構築に向け計画を策定してきました。

見高入谷系統の再構築にあたっては、長野朝日台配水池、今井浜配水池、見高入谷調整池および神谷配水池の再編を検討していきます。

現在、長野朝日台配水池の更新を行っており、次点で今井浜配水池の更新を行う想定です。

表 6-1 見高入谷地区再編に関する施設整備

事業名	備考
①長野朝日台配水池更新	
②今井浜配水池更新	
③見高入谷調整池廃止	3池のうち1池廃止
④神谷配水池更新	

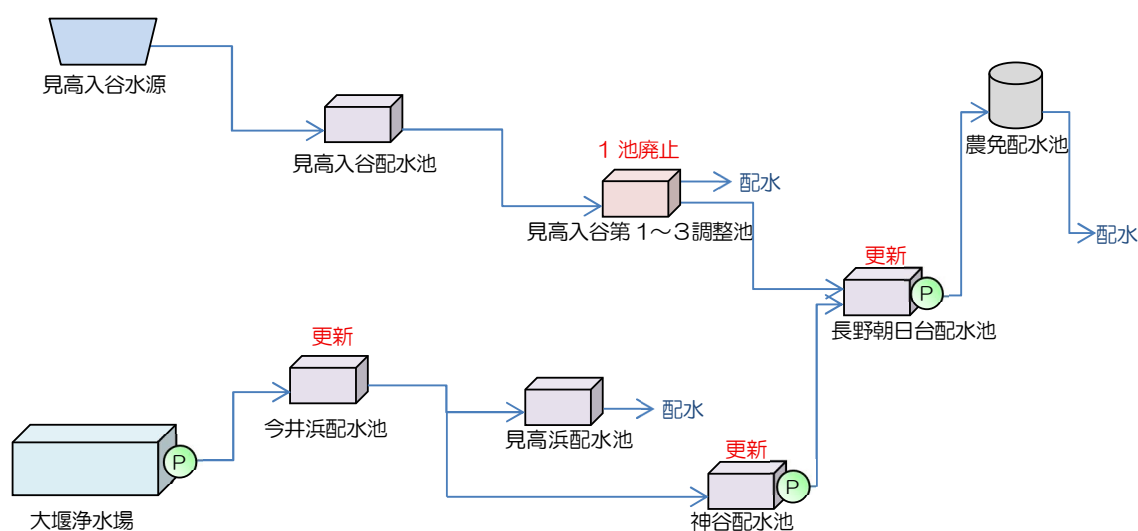


図 6-2 見高入谷地区送水フローおよび整備概要

③水道施設および管路の更新・耐震化

本町は、老朽化した水道施設に対し、更新事業に取り組んできました。

今後も、災害時における重要施設への給水確保の観点から、学校や医療機関、避難所などに至る管路および拠点施設について、優先的に更新および耐震化を推進し、水道システムの強靱化を図ります。

対策項目

(5) 水道施設の更新・耐震化

具体的な取り組み内容

・長野朝日台配水池 更新事業

長野朝日台配水池の更新を行っています。

適正規模に更新を行い、効率的な配水を行います。

構造形式：RC造 → ステンレス造

容量：100m³ → 200m³

・今井浜配水池 更新事業

今井浜配水池の更新を行います。

更新に当たっては、将来の水需要を踏まえ、構造形や容量について適正規模となるよう見直し、効率化を図ります。



写真 6-1 長野朝日台配水池



写真 6-2 今井浜配水池

表 6-2 事業スケジュール

事業名	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
長野朝日台配水池更新										
今井浜配水池更新										

対策項目

(6) 管路の更新・耐震化

具体的な取り組み内容

・管路の更新

本町の水道管路の多くが老朽化しており、多くの管路が更新時期を迎えます。

更新箇所については令和6年度に策定した「上水道耐震化計画」に基づき、避難所や学校、病院など人が多く集まり、水を多く必要とする場所の管路を優先的に更新していきます。

表 6-3 重要給水施設

	施設名称
重要給水施設	河津町役場、河津小学校、河津中学校、伊豆今井浜病院、サンシニア河津



図 6-3 重要給水施設位置図

表 6-4 整備スケジュール

事業名	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
管路更新工事										

・石綿管の更新

石綿管^(*)は、平成17年度の「石綿障害予防法^(*)」により、現在では更新・撤去が必要とされています。

石綿管については、耐震性に優れたポリエチレン管への更新を推進します。

更新にあたっては、笹原地区および長野地区の基幹管路を優先的に実施し、その後も残存する石綿管について、順次計画的な更新を行います。



図 6-4 笹原地区 石綿管位置図



図 6-5 長野地区 石綿管位置図

※赤が石綿管

表 6-5 整備スケジュール

事業名	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
石綿管更新工事 笹原地区 L=150m					→					
石綿管更新工事 長野地区 L=250m						→				
石綿管更新工事 残存延長 L=1,180m							→	→	→	→

○施策の目標

項目	R5 年度 実績	R10 年度	R13 年度	R17 年度 目標年度
管路の耐震化率	17.2%	17.2%	17.5%	18.0%
石綿管の更新	0.0%	0.0%	25.3%	38.0%

※地形図出典：Esri HERE, Garmin, © OpenStreetmap contributors, and the GIS user community

④危機管理体制の強化

万が一断水が発生した場合においても、迅速な応急対策が可能となるよう、応急給水体制の整備と広域連携による危機管理体制の強化を図ります。

このうち、「④危機管理体制の強化」では、各種マニュアルの策定、避難訓練の実施などソフト面に関する施策を位置づけています。

対策項目

(7) 危機管理マニュアルの策定

具体的な取り組み内容

災害時においても迅速かつ適切な対応を行えるよう、業務継続計画（BCP）をはじめとした危機管理マニュアルの策定を推進し、危機管理体制の強化を図ります。

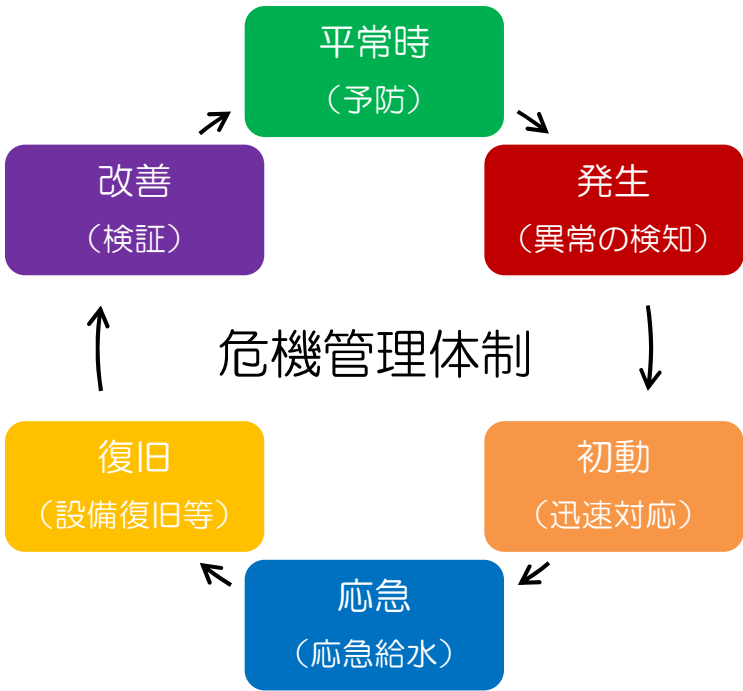


図 6-6 危機管理の基本フロー

○施策の目標

内容	目標
危機管理マニュアルの策定	10年以内

対策項目

(8) 万全な応急給水体制の整備

具体的な取り組み内容

- ・ 応急給水の事前整備

避難所や応急給水設置場所等の周知を図ります。

- ・ 応急給水を円滑に実施するための効果的な取り組みの検討

水道温泉課職員と住民参加型の応急給水訓練の実施に加え、駿豆圏域（賀茂地区）内合同の応急給水訓練の実施についても検討します。

- ・ 応急給水マニュアルの策定

災害時における迅速な給水対応を実施するため、応急給水に関する手順や体制を整理した応急給水マニュアルの策定を検討します。

- ・ 応急給水資機材の備蓄

災害時における応急給水活動等を円滑に実施するため、防災資機材の計画的な備蓄を進めます。併せて、資機材の管理・運用体制の整備を図り、危機管理体制の強化を図ります。

表 6-6 現状の応急給水資機材一覧

種別	機材名	規格・仕様	保有数量	単位
車両	給水タンク（加圧）	3m ³	1	台
車両	トラック	2 t	1	台
給水容器	給水タンク	1m ³	10	基
給水容器	給水タンク	20 リットル	3	個
給水容器	給水タンク	10 リットル	13	個

○施策の目標

項目	内容	目標
応急給水の事前整備	周知方法の検討	継続
応急給水訓練の実施	年に1～2回の実施	2回/年
応急給水マニュアルの策定	応急給水マニュアルの策定	10年以内

6.3 持続

⑤健全経営の維持

本町の水道料金は令和4年度に改定を実施しています。

今後は、人口減少などに伴う給水収益の減少が見込まれる一方で、施設の老朽化に伴う更新費用の増加が見込まれており、経営環境は一層厳しさを増すことが予想されます。現行の料金水準のままでは、近い将来において、健全経営を維持することが困難な状況となっています。

このため、本計画期間中において、水道料金の見直しについて検討を行います。検討にあたっては、お客様の負担に配慮しつつ、適切な改定時期や料金水準を検討します。

対策項目

(9) 適切な水道料金の設定

具体的な取り組み内容

財政シミュレーションの結果、現行料金水準のままでは将来的に収支が悪化し、健全な事業運営の維持が困難となることが見込まれます。また、老朽化した水道施設の更新需要の増加にも対応していく必要があることから、持続可能な事業運営を確保するため、適切な時期に水道料金の見直しを行います。

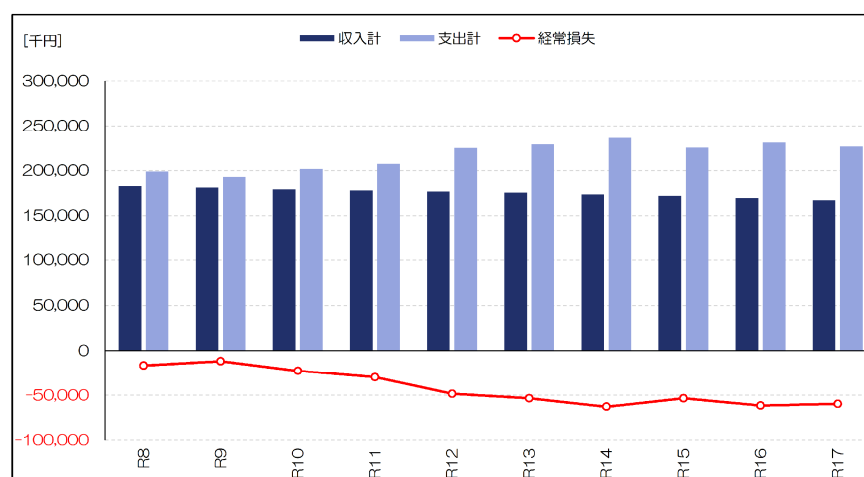


図 6-7 財政収支の見通し

⑥人材育成の推進

本町の水道事業は、水道温泉課として2つの公営企業を一体的に運営しており、効率的な職員配置のもと、両事業の技術知識や経験の共有を図りながら、技術の継承に取り組んでいます。

今後も、職員の知識や技能の向上を図るため、研修・講習会への積極的な参加を推進するとともに、OJTを通じた技術継承を進めていき、持続可能な水道事業の運営体制の確保を図ります。

対策項目

(10) 人材育成の強化

具体的な対策内容

- ・研修・講習会への参加

研修や講習会への参加を通じて、水道事業に関する知識や技術の習得に努めます。

- ・業務内容のマニュアル化

業務手順や対応方法を明確化することで、業務内容を特定の職員に依存することなく、円滑に遂行できる体制を構築していきます。

- ・OJTの強化

実務を通じて知識や技術を習得するOJTを強化し、職員の早期育成を図ります。

業務内容のマニュアルを活用しながら、計画的なOJTを実施することで、職員一人一人の技術力や対応力を向上させるとともに、技術を将来へ引き継ぎます。

⑦情報公開・広報活動の継続

安心して利用できる水道を将来にわたり持続していくためには水道事業の公共性について、町民の皆様様に理解を深めていただくことが重要です。

引き続き、ホームページや町広報紙等を活用し、水道事業についてわかりやすく情報発信を行っていきます。

対策項目

(1) 積極的な広報活動の継続

具体的な取り組み内容

- ・ホームページの充実
⇒水道に関する情報
 - ・水道の手続き、水道使用料金等
- ・「広報かわづ」等を活用した情報公開の継続
⇒「水道について考える」
 - ・掲載回数：1回/年
 - ・LINE等のSNSを活用した情報発信
- ・PR活動の実施
⇒水道施設見学会等の検討
 - ・小学生・中学生等を対象としたもの



○施策の目標

項目	内容	現在	目標
ホームページの充実	水道に関する情報の充実	4項目	10項目
情報公開の継続	「広報かわづ」等への掲載の継続	1回/年	1回/年
PR活動の実施	水道施設見学会等の検討	実施なし	1回/年

⑧広域化の検討

人口減少の進行や、水需要の減少、技術職員の不足などにより、水道事業を取り巻く経営環境は今後一層厳しさを増すものと見込まれます。

静岡県が策定した「静岡県広域化推進プラン」との整合を図りつつ、関係する水道事業者との連携を強化し、広域化を検討していきます。

なお、駿豆圏域（賀茂地区）の地理的条件を踏まえると、施設の統廃合等のハード面での連携は困難であることから、相互応援体制の構築や合同研修の実施など、ソフト面での取り組みを中心とした広域連携を検討していきます。

対策項目

（１２）広域連携に関する検討

具体的な取り組み内容

・広域連携に向けた検討の継続

駿豆圏域（賀茂地区）における広域化検討会に参画し、圏域内水道事業者との情報共有および課題整理を行います。

あわせて、圏域内水道事業者が抱える共通課題に対する対応方策について協議を進め、今後の広域連携のあり方を検討します。

・賀茂地域水インフラ広域防災計画（仮称）との整合

令和８年度中に賀茂地域における水道施設の広域的な防災・減災施策を推進するため策定される賀茂地域水インフラ広域防災計画（仮称）との整合を図りつつ、被災による諸課題への対策を進めます。

・業務の共同化による効率化

駿豆圏域（賀茂地区）は、平成２８年度に財務会計システムの共同化に関する協定を締結しています。

共同化を推進し、事務の効率化とコスト縮減を図ります。

・人材・技術の広域的な確保と育成

技術職員の相互応援や合同研修の実施することで、技術力の維持・継承を図り、持続可能な事業運営体制の確保を目指します。

第7章 実施工程と推進体制

7.1 施策の実施工程

6章で示した各施策の実施工程は下記の通りです。

年 度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
施 策 体 系	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
安全で安心な水道										
①美しい水源の保全										
（１）pH濃度の高い原水対策										
（２）水安全計画の策定										
（３）水質管理の徹底										
災害にもしなやかな水道										
②水道システムの再構築										
（４）見高入谷地区の再構築										
③水道施設および管路の更新・耐震化										
（５）水道施設の更新・耐震化										
（６）管路の更新・耐震化										
④危機管理体制の整備										
（７）危機管理マニュアルの整備										
（８）万全な応急給水体制の整備										
信頼され続ける水道										
⑤健全経営の維持										
（９）適切な水道料金の設定										
⑥人材育成の推進										
（１０）人材育成の強化										
⑦情報公開・広報活動の推進										
（１１）積極的な広報活動の継続										
⑧広域化の検討										
（１２）広域連携に関する検討										

7.2 推進体制

「河津町水道ビジョン」では、「これからも、安全でおいしい、みんなの水道」を将来像として掲げ、その実現に向けた施策を定めるとともに、具体的な施策目標及び事業スケジュールを明らかにしました。

今後は、PDCA サイクルに基づき、毎年度、事業の進捗状況や目標の達成状況について評価・検証を行い、社会情勢や事業環境の変化、計画との乖離が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを実施します。



図 7-1 PDCA サイクル

表 7-2 PDCA サイクルの詳細

PDCA サイクル	実施内容
P(Plan)：計画	・ 施策課題の実施工程の作成 ・ 事前調査の実施、実効性の検証
D(Do)：実行	・ 事業着手 ・ 事業の進捗状況管理
C(Check)：評価	・ 事業の投資効果の確認 ・ 評価後の目標・見直し
A(Action)：改善	・ 次期事業の改善案の策定 ・ 長期目標に向けた他事業との整合

用語集

ア行

一日最大給水量（いちにちさいだいきゅうすいりょう）

年間の一給水量のうち最大のもの。

一人一日最大給水量（ひとりいちにちさいだいきゅうすいりょう）

一日最大給水量を給水人口で除したもの。

移管（いかん）

管理を他に移すこと。

カ行

火山性丘陵（かざんせいきゅうりょう）

火砕流が積もった地形で、平らでない地形である。

火山地（かざんち）

火山から噴き出した物質でできた地形のため、標高や起伏が大きいのが特徴である。

河津町第5次総合計画（かわづちょうだいごじそうごうけいかく）

令和12年度を目標年度とする本町の最上位計画である。

河津町都市計画マスタープラン（かわづちょうとしけいかくますたーぷらん）

都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、まちづくりに関するもっとも基本的な計画となるもの。

簡易水道（かんいすいどう）

計画給水人口が5,000人以下の水道である。

簡易水道事業（かんいすいどうじぎょう）

計画給水人口が5,000人以下である水道によって水を供給する水道事業をいう（水道法3条3項）。施設が簡易ということではなく、計画給水人口の規模が小さいものを簡易と規定したものである。消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみで給水できる簡易水道には水道技術管理者の資格は問わない（同法25条1項）。また、計画給水人口が2,000人

以下である簡易水道事業にあっては、当該市町村長との協議により消火栓を設置しないことができる（同条2項）。なお、簡易水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が軽減されている（同法施行令4条2項、6条2項）。それ以外の水道の施設基準、水質基準などは当然水道事業として適用される。

管路（かんろ）

水道事業においては水などの流体が流れる管を指す。

給水（きゅうすい）

給水申込み者に対し、水道事業者が布設した配水管より直接分岐して、給水装置を通じて必要とする量の飲用に適する水を供給すること。

給水区域（きゅうすいくいき）

当該水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要に応じて給水を行うこととした区域をいう。水道事業者は、この区域内において給水義務を負う。給水区域を拡張しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない（水道法10条1項）。給水区域の縮小については同法に規定されておらず、事業の一部休止または廃止として厚生労働大臣の許可を受ける（同法11条）以外にない。なお、水道用水供給事業、専用水道及び簡易専用水道には給水区域の概念はない。

給水原価（きゅうすいげんか）

供給原価ともいう。有収水量1m³当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表すもので、次式により算出する。

$$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料および不用品売却原価} + \text{附帯工事費})}{\text{年間総有収水量}} \quad (\text{円}/\text{m}^3)$$

給水人口（きゅうすいじんこう）

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口には含まれない。水道法に規定する給水人口は、事業計画において定める給水人口（計画給水人口）をいう（同法3条12号）。

給水栓（きゅうすいせん）

給水装置の末端部に取り付けられる開閉吐水器具で、一般に蛇口、水栓、カランなどとも呼ばれている。給水栓の種類は多く、横水栓、自在水栓、立水栓、混合水栓、止水栓、ボールタップ及び洗浄弁などがある。混合水栓は給湯配管から吐出する湯と給水配管から吐出する水を

混合して、適当な温度、流量に調整する水栓である。給水栓は厚生労働省令の7つの性能基準のうち、該当する項目について適合していなくてはならず、特に飲用に供する箇所に取り付ける場合には、浸出性能の適合が義務付けられる。

給水普及率（きゅうすいふきゅうりつ）

計画給水区域における人口のうち現状の給水人口との比である。

給水量（きゅうすいりょう）

給水区域内の一般の需要に応じて給水するための、水道事業者が定める事業計画上の給水量のことをいう（水道法3条12号）。統計などにおいては、給水区域に対して給水をした実績水量をいう。

供給単価（きょうきゅうたんか）

給水単価ともいう。有収水量 1m^3 当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表すもので、次式により算出する。

$$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}} (\text{円}/\text{m}^3)$$

クリプトスポリジウム（くりぷとすぼりじうむ）

原生動物（寄生虫学では原虫類という）アピコンプレックス亜門孢子虫綱真コクシジウム目クリプトスポリジウム科の唯一の属。腸管に感染して下痢を起こす病原微生物で、ヒトに感染するのはおもに *Cryptosporidium parvum* である。水系感染することが認識されたのは1980年代になってからであるが、それ以降、汚染された水道水を原因とする大規模な集団感染をたびたび引き起こしている。宿主はヒト以外にもウシ、ヒツジ、イヌ、マウスなど広範囲のほ乳類に及ぶ。鳥類やは虫類を宿主とする種もある。栄養型の生物は宿主の細胞内にのみ見られ、宿主外ではオーシストとして存在する。クリプトスポリジウムのオーシストは球形で直径約 $5\mu\text{m}$ と小さく、4個のスポロゾイトを内包している。クリプトスポリジウムのオーシストは耐塩素性であり、水道水の消毒程度の塩素濃度ではほとんど不活化されない。平成8年（1996）6月に埼玉県越生町で町営水道水が原因となった大規模な集団感染を引き起こしたことから、その対策の重要性が認識され、厚生省（現厚生労働省）は「水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針」を全国に通知し、濁度0.1度以下の濾過水管理などの対策を求めることを求めている。

計画給水人口（けいかくきゅうすいじんこう）

水道法では、水道事業経営の認可に係わる事業計画において定める給水人口をいう。水道施

設の規模を決定する要因の一つであり、計画給水区域内の常住人口を基に計画年次における人口を推定し、これに給水普及率を乗じて定める。

計画給水量（けいかくきゅうすいりょう）

財政計画、施設計画の基本となる水量で、計画一日平均給水量、計画一日最大給水量、計画時間最大給水量及び計画一人一日平均給水量、計画一人一日最大給水量などがある。計画給水量は原則として用途別使用水量を基に決定する。使用水量の内訳やその他の基礎資料が整備されていないときは一人一日平均使用水量を基に決定する。

原野（げんや）

人の手の入っていない雑草や低木などが生えている荒地や草原のことである。

サ行

砂州（さす）

流水によって形成される砂の堆積構造をいう。

残留塩素濃度（ざんりゅうえんそのうど）

水に注入した塩素が、消毒効果をもつ有効塩素として消失せずに残留している塩素のこと。残留塩素は次亜塩素酸や次亜塩素酸イオンを遊離残留塩素（遊離有効塩素）といい、モノクロラミンとジクロラミンを結合残留塩素（結合有効塩素）という。水道では給水管内の生物増殖を防止し、微生物的安全性を確保する必要があるので、消毒剤の残留性が不可欠である。残留塩素の測定には DPD 法と電流滴定法がある。

次亜塩素酸ナトリウム（じあえんそさんなとりうむ）

別名次亜塩素酸ソーダ。塩素ガスを水酸化ナトリウム溶液に吹き込んだもの。

次亜塩素酸ナトリウム溶液（じあえんそさんなとりうむようえき）

上下水道の殺菌消毒に用いられている薬剤をいう。

消毒剤として、塩素の強い殺菌作用を利用、微生物や病原菌などを殺菌し、水の安全性を確保する。

ジアルジア（じあるじあ）

原生動物（寄生虫学では原虫類という）肉質鞭毛虫亜門動物性鞭毛虫綱ヒゲハラムシ目の Giardia 属の生物。ほ乳類の十二指腸や小腸上部の内壁にへばりつくように寄生し、下痢を起

こす。ヒトに感染する種は一般に *Giardia lamblia*（ランブル鞭毛虫）と呼ばれるが、*Giardia intestinalis* と称されることもある。ヒト以外にもビーバー、イヌ、アレチネズミなど広い範囲のほ乳類に寄生する。栄養型は洋ナシを逆さにしたような外形で虫体の腹面に2個の吸盤があり、8本の鞭毛を持つ。栄養体は環境が悪化するとシストを形成し、糞便とともに環境中に成熟シストとして放出される。シストは長さ約 $10\mu\text{m}$ 前後、幅約 $8\mu\text{m}$ 前後の楕円形で、成熟したシストでは4核を有する。クリプトスポリジウムのオーシストほどではないがジアルジアのシストも塩素に耐性がある。ジアルジアは世界的に広く分布しており、1960年代から水系感染の原因生物として知られ、米国はじめ世界的に水に起因する集団感染事例が多数ある。わが国でもクリプトスポリジウムとともに対策が取り組まれている。

取水（しゅすい）

地表水、河川水、湖沼水及びダム水、地下水から適切な取水施設を使い原水を取り入れること。取水量の大小、設置地点の状況、水質、利水の状況などを考慮して取水地点を選定する必要がある。なお、取水施設選定には、計画取水量を安定して取水できる地点と規模を考慮すること。取水施設には、河川、湖沼などでは取水堰、取水門、取水塔、取水枠、取水管渠があり、地下水では浅井戸、深井戸、集水埋渠がある。

取水施設（しゅすいしせつ）

原水を取り入れるための施設総体をいう。河川水や湖沼水などの地表水の取水施設としては、取水堰、取水門、取水塔、取水枠、取水管渠があり、地下水や伏流水の取水施設としては、浅井戸、深井戸、集水埋渠がある。取水施設の設置にあたっては水質が良好であって計画取水量（計画一日最大給水量を基準とし、その他必要に応じた水量を加算）が年間を通じて確実に取水できる地点、規模、取水方法、維持管理などを考慮して施設の計画をすることが必要である。

取水井（しゅすいせい）

原水を取り入れるための地面を深く掘った設備である。

集水堰（しゅうすいせき）

河川から水を引き入れる際に設けられる取水施設の一つである。取水ダムともいわれ、灌漑用水の引き入れに使われる場合は頭首工（とうしゅこう）ともいわれる。

川を横切る形で堰（高さ15m未満のもの）を設けることで河川の水をせき止め、ある程度の高さの水位を確保しながら水を引き入れることができる施設である。せき止めることで水位を調節できるため、洪水時・渇水時によって水量や水位が大きく変動する河川であっても簡単に取水することができる。

浄水施設（じょうすいしせつ）

水源から送られた原水を飲用に適するように処理する施設。一般的に、凝集、沈澱、濾過、消毒などの処理を行う施設をいう。浄水処理の方式は水源の種類によって異なるが、①塩素消毒のみの方式、②緩速濾過方式、③急速濾過方式、④高度浄水処理を含む方式、⑤その他の処理、の方式のうち、適切なものを選定し処理する。

浄水場（じょうすいじょう）

河川から取水した水や地下水などを浄化・消毒し、上水道へ供給するための水道施設のこと。

浄水処理に必要な設備がある施設。原水水質により浄水方法が異なるが、一般に浄水場内の施設として、着水井、凝集池、沈澱池、濾過池、薬品注入設備、消毒設備、浄水池、排水処理施設、管理室などがある。

上水道事業（じょうすいどうじぎょう）

水道事業のうち簡易水道事業以外の、計画給水人口が5,000人を超える事業をいう。厚生省から都道府県知事あてに出された「水道法の施行について」（昭和49年環水81号水道環境部長通達）中に簡易水道事業以外の水道事業を上水道事業というとしており、法令上の用語ではない。

将来人口（しょうらいじんこう）

将来に予測される人口のこと。普通は既存の人口統計から推計したもの。比較的近い将来についての将来人口の予測と、特定の仮定に基づき、それをさらに延長した将来人口の投影がある。

水源（すいげん）

川や井戸などの水が流れ出るおおもと。または農業用水や工業用水、水道水として利用する水の供給源をいう。

一般に取水する地点の水をいうが、河川最上流部やダム湖などその水の源となる地点の水を指す場合がある。水源の種類には、河川表流水、湖沼水、ダム水、地下水、湧水、伏流水がある。水道用水源は、現在及び将来についても計画取水量を常時確保できる等量的に安定していること、水質が水道用として供するにふさわしい良好なものであること、の二つの条件を満足することが望ましい。

水道事業（すいどうじぎょう）

一般の需要に応じて、計画給水人口が100人を超える水道により水を供給する事業をいう（水道法3条2項）。計画給水人口が5,000人以下である水道により水を供給する規模の小さ

い水道事業は、簡易水道事業（同法3条3項）として特例が設けられている（同法25条）。計画給水人口が5,000人を超える水道によるものは、慣用的に上水道事業と呼ばれている。なお、50人以上（水道未普及地域では30人以上。地下水など汚染地域では、いずれもこの限りでない。）100人以下を給水人口として、人の飲用に供する水を供給する施設の総体を飲料水供給施設という場合があるが、水道法の対象から除かれている。

水道事業ガイドライン（すいどうじぎょうがいどらいん）

平成17年1月に公益社団法人日本水道協会が制定した水道サービス（事業）に係る国内規格であり、平成28年3月に改定が行われた。平成27年度決算値から、新しい規格に基づき業務指標を算出している。

水道施設（すいどうしせつ）

水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう（水道法3条8項）。水道のための施設であっても、水道事業者が管理権を有しないものは水道施設ではない。また、他の用途との共用のものであっても、その管理権を水道事業者が有する場合は水道施設であって、必ずしも所有権を必要とせず、管理権を有すれば足りる。

水道の耐震化計画策定ツール（すいどうのたいしんかけいかくさくていつーる）

水道事業者等が「水道の耐震化計画等策定指針」に基づいて耐震化計画を容易に策定することのできる水道の耐震化計画策定ツール（計画ツール）のこと。

水道法（すいどうほう）

明治23年（1890）に制定された水道条例に代わる水道法制（昭和32年法律177号）。水道により清浄で豊富、低廉な水の供給を図ることによって、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としている。この目的達成のために、水道の布設及び管理を適正かつ合理的にするための諸規定や水道の計画的整備・水道事業の保護育成に関する規定をおいている。水道事業のほか、水道用水供給事業、専用水道、簡易専用水道についても規定している。

制御盤（せいぎょばん）

制御盤とは、ポンプ、モーターなどの電動機やヒータ類の運転、異常時の保護や機械・生産ラインを制御・操作するための各種電気機器を納めた装置のこと。

石綿管（せきめんかん）

石綿繊維（アスベスト）、セメント、珪砂を水で練り混ぜて製造したもの。アスベストセメン

ト管、石綿管とも呼ばれる。長所としては耐食性、耐電食性が良好であるほか、軽量で、加工性が良い、また価格が安いなどがあげられる。一方、強度面や耐衝撃性で劣るなどの短所がある。

浅層地下水（せんそうちかすい）

一般的には深度 30m 程度までの不圧地下水のこと。自由水面を有する帯水層中の地下水で、自由地下水ともいう。

専用水道（せんようすいどう）

寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道で、100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの、もしくはその水道施設の一日最大給水量が飲用その他生活の用に供することを目的とする水量が 20m^3 を超えるものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち、地中または地表に施設されている口径 25mm 以上の導管の全長が 1,500m 以下で水槽の有効容量の合計が 100m^3 以下の水道は除かれる（水道法 3 条 6 項、同法施行令 1 条、同法施行規則 1 条）。

送水施設（そうすいしせつ）

浄水場から配水池までに浄水を送る施設をいい、調整池、送水ポンプ、送水管、送水トンネル及びその付帯施設である。

送水ポンプ（そうすいぼんぷ）

浄水場から配水池までに浄水を送るポンプを意味する。

タ行

耐用年数（たいようねんすう）

固定資産が、その本来の用途に使用できると見られる推定の年数。固定資産の減価償却を行うための基本的な計算要素として、取得原価、残存価額とともに必要なものである。その年数は、使用及び時間の経過による物質的原因と技術の進歩による陳腐化などの機能的原因に基づき、過去の経験等を参考として決定するものである。地方公営企業においては、有形固定資産は地公企則別表 2 号、無形固定資産は同則別表 3 号による年数を適用することとされている（同則 7 条、8 条）。

地下水（ちかすい）

地表面下にある水をいい、不圧地下水と被圧地下水が、また、浅層地下水と深層地下水がある。一般に地下水は、河川水に比べて水量、水質、水温が安定した良質の水源である。ただし、

過剰な地下水揚水は地盤沈下の原因となるため注意を要する。

着水井（ちゃくすいせい）

浄水場などへ流入する原水の水位動揺を安定させ、水位調節と流入量測定を行うために設ける池あるいはマス（枓）のこと。また、水質異常時の薬品の注入箇所、数系統からの原水受水、原水の分配などの機能をもつものもある。

貯水池（ちよすいち）

水を貯えておく人工の池のこと。ダムとも呼ばれる。上水道や灌漑用・水力発電用の水を河川・溪流などから取って渇水時の水不足を補充する目的で設ける。水道事業者が独自に建設する貯水池を水道専用貯水池、他の事業者が水道以外の用途も含めて建設する貯水池を多目的貯水池という。

調整槽（ちょうせいそう）

沈澱スラッジ及び洗浄排水などを一時的に貯留し、質的及び量的に調整して、濃縮以降の一定処理へつなげるための調整施設で、急速濾過池からの洗浄排水を受け入れる排水池と沈澱池のスラッジ（あるいは洗浄排水と沈澱スラッジの両方）を受け入れる排泥池からなる。

調整池（ちょうせいち）

水道用水供給事業において、送水量の調整や異常時の対応を目的として浄水を貯留する池。送水施設の一部であり、送水施設の途中または末端に設置される。なお、取水施設と浄水施設の間で原水を貯留する池は原水調整池という。また、宅地開発などで地表面の工種が変更をうけ、降雨の表面流出量が増加し、流出河川のピーク流量の増加を防ぐため、一時的に降雨流出水を貯留し、ピークカットを行う目的で設置する池は雨水調整池または単に調整池という。

八行

配水量（はいすいりょう）

配水池、配水ポンプなどから配水管に送り出された水量のことである。配水量は料金水量、消火水量、折損補償水量、メータ不感水量、局事業用水量などからなる有効水量と、漏水量、調定減額水量からなる無効水量に区分されている。

配水施設（はいすいしせつ）

配水池、配水塔、高架タンク、配水管、ポンプ及びバルブ、その他の付属設備から構成される配水のための施設。各設備は合理的な計画のもとに配置され、需要者の必要とする水を適正

な水圧で供給できることが必要である。

配水池（はいすいち）

給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時貯える池。配水池容量は、一定している配水池への流入量と時間変動する給水量との差を調整する容量、配水池より上流側の事故発生時にも給水を維持するための容量及び消火用水量を考慮し、一日最大給水量の12時間分を標準とする。構造は、水深3～6m、水密性、耐久性を有するもので、一般的には防水工を施した鉄筋コンクリート造のものが用いられる。外部からの汚染を防止するため覆蓋され、断熱のため地下または半地下式とする。

普及率（ふきゅうりつ）

現状における給水人口と行政区域内人口の割合。給水普及率は計画給水区域における人口のうち現状の給水人口との比で、水道普及率とは異なる。

伏流水（ふくりゅうすい）

河川水は河道に沿って表流水となって流れる水の他に、河床や旧河道などに形成された砂利層を潜流となって流れる水が存在する場合がある。この流れを伏流水という。

マ行

末端（まったん）

水道施設によりつくられた水が供給される場所を意味する。

水安全計画（みずあんぜんけいかく）

水道水の安全性を一層高め、国民が安心して美味しく飲める水道水を安定的に供給していくため、水源から蛇口に至る各段階で危機評価と危機管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムの呼称をいう。

水需要の予測（みずじゅようのよそく）

実績人口から将来人口の予測を行い、それに伴った水需要を予測することである。

ヤ行

湧水（ゆうすい）

地下水が地上に湧き出したもの。大きな火山山麓に湧水量の豊富なものが多く、大規模なものでは日量数万 m³ にも達する。

F

FRP 製

繊維でプラスチックを強化したもの。軽くて強いなど多くの長所があるために、幅広く使われている。

P

pH 濃度

酸性・アルカリ性の度合いを表すための数値で、0～14 までの数値で濃度を表す。pH7 は中性、pH7 より値が小さくなるほど酸性が強くなり、値が大きくなるほどアルカリ性(塩基性)が強くなる。飲料水の基準としては pH 5.8～8.6 の範囲と定められている。

R

RC 造

鉄筋コンクリート (Reinforced Concrete) の略。主要素材にコンクリートを用い、柱や梁などの主要構造部に鉄筋が入ったもの。地上式や地下式、半地下等での柔軟な対応が可能である。

S

SUS 製

ステンレス鋼材 (Steel Special Use Stainless) の略。ステンレス鋼材とは、鉄にクロムやニッケルなどの物質を添加して錆にくくした特殊鋼の一種である。

河津町水道ビジョン（案）（令和８年度～令和１７年度）



令和８年９月

編集・発行 河津町 水道温泉課

〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中 212-2

TEL 0558-34-1111

FAX 0558-34-0099

<http://www.town.kawazu.shizuoka.jp/>

※町章：「川」と「つ」の字の組み合わせで、町の中心を河津川が貫流し、太平洋にそそぐことを意味しています。月と日と翼で日進月歩の発展を表し、丸は柑橘をはじめとする産業と人の和、図案全体は変形の温泉で観光地を表しています。